

第 6 編

参 考 資 料

1 県税税目変遷状況図表

自 昭和22年度～令和6年度

	昭和 22 年度	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33 〃 37	38 〃 42	43 〃 平成 8	9 〃 11	12 〃 14	15	16 〃 30	令和 元 年度	2 〃 6
県民税			→																	→
事業税																				→
営業税	→																			→
特別所得税							→													→
地方消費税																				→
不動産取得税		→																		→
たばこ税 (たばこ消費税)																				→
ゴルフ場利用税 (娯楽施設利用税)																				→
入場税							→													→
特別地方消費税 (遊興飲食税) (料理飲食等消費税)															→					→
自動車税																			→	→
自動車税種別割																				→
自動車税環境性能割																				→
船税		→																		→
軌道税		→																		→
鉱区税																				→
鉱産税			→																	→
狩猟者登録税 (狩猟者税) (狩猟免許税)																		→		→
犬税										→										→
牛馬税		→																		→
固定資産税																				→
地租		→																		→
家屋税		→																		→
接客人税		→																		→
電柱税		→																		→
漁業権税				→																→
電話加入権税		→																		→
アイスキャンデー税		→																		→
電気ガス税			→																	→
砂糖搾機税	→																			→
砂糖消費税	→																			→
酒消費税		→																		→
入湯税			→																	→
自動車取得税																			→	→
軽油引取税																				→
入猟税																			→	→
狩猟税																				→
木材引取税				→																→
都市計画特別税			→																	→
水利地益税			→																	→
産業廃棄物処理税																				→
森づくり県民税																				→
税目数	21	25	24	12	8	7	7	10	11	12	12	11	12	13	14	13	14	14	16	14

2 税目別税率等の変遷一覧

税目			区分	H 5 年度	H 6 年度	H 7 年度	H 8 年度	H 9 年度	H 1 0 年度	H 1 1 ～ 1 4 年度	H 1 5 年度	H 1 6 ～ 1 8 年度	
県民税	均等割	個人		700円	700円	700円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,500円 (うち500円は 森づくり県民税)	
				10,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	21,000円	
		法人		30,000円	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円	52,500円	
				100,000円	130,000円	130,000円	130,000円	130,000円	130,000円	130,000円	130,000円	136,500円	
				500,000円	540,000円	540,000円	540,000円	540,000円	540,000円	540,000円	540,000円	567,000円	
				750,000円	800,000円	800,000円	800,000円	800,000円	800,000円	800,000円	800,000円	840,000円	
	所得割												
			130万円以下										
			130万円超										
			150万円以下										
			150万円超										
			260万円以下										
			260万円超										
			500万円以下										
			500万円超										
			550万円以下	2%	2%								
		550万円超	4%	4%									
		700万円以下			2%	2%	2%	2%	2%	2%	2%	2%	
	700万円超			4%	4%	3%	3%	3%	3%	3%	3%		
利子割			5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%		
配当割										3%	3%		
株式譲渡所得割										3%	3%		
法人税割	標準税率		5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	
	超過税率		5.8%	5.8%	5.8%	5.8%	5.8%	5.8%	5.8%	5.8%	5.8%	5.8%	
事業税	個人事業税	事業主控除		2,700,000円	2,700,000円	2,700,000円	2,700,000円	2,700,000円	2,700,000円	2,900,000円	2,900,000円	2,900,000円	
		税率	第一種事業	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	
			第二種事業	4%	4%	4%	4%	4%	4%	4%	4%	4%	
			第三種事業あん摩業等以外	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	
		＃ あん摩業等	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%		
	法人事業税	収入金額課税	電気供給業 (小売電気事業等・発電事業等・特定即供給業)	資本(出資)金の額が1億円を超える法人	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.3%	1.3%	1.3%	
			上記以外の法人										
			特定ガス供給業										
			上記以外の電気供給業・保険業・ガス供給業 (R4以降は道管ガス供給業に限る。)										
		特別法人	400万円(10.4.1までは350万円)以下	6%	6%	6%	6%	5.6%	5.0%	5.0%	5.0%		
			400万円(10.4.1までは350万円)超	8%	8%	8%	8%	7.5%	6.6%	6.6%	6.6%		
			3以上の都道府県に事務所を有する資本金又は出資金額が1,000万円以上の法人	8%	8%	8%	8%	7.5%	6.6%	6.6%	6.6%		
			清算所得(H22.9.30以前の解散まで)	8%	8%	8%	8%	7.5%	6.6%	6.6%	6.6%		
			400万円(10.4.1までは350万円)以下	6%	6%	6%	6%	5.6%	5.0%	5.0%	5.0%		
			400万円(10.4.1までは350万円)超 800万円(10.4.1までは700万円)以下	9%	9%	9%	9%	8.4%	7.3%	7.3%	7.3%		
			800万円(10.4.1までは700万円)超	12%	12%	12%	12%	11.0%	9.6%	9.6%	9.6%		
			3以上の都道府県に事務所を有する資本金又は出資金額が1,000万円以上の法人	12%	12%	12%	12%	11.0%	9.6%	9.6%	9.6%		
		清算所得(H22.9.30以前の解散まで)	12%	12%	12%	12%	11.0%	9.6%	9.6%	9.6%			
		普通法人	400万円以下									3.8%	
			400万円超 800万円以下									5.5%	
			800万円超									7.2%	
			3以上の都道府県に事務所を有する資本金又は出資金額が1,000万円以上の法人									7.2%	
清算所得(H22.9.30以前の解散まで)											7.2%		
付加価値額										0.48%			
資本金等の額										0.2%			
地方消費税	税率							25%	25%	25%	25%	25%	

H 1 9 ～ 2 5 年度		H 2 6 年度		H 2 7 年度		H 2 8 ～ 2 9 年度		H 3 0 ～ R 元年度		R 2 ～ 3 年度		R 4 ～ 5 年度		R 6 年度	
1,500円 (うち500円は 森づくり県民税)		2,000円 (うち500円は森づくり県民税) ※H26～R5年度500円加算		2,000円 (うち500円は森づくり県民税) ※H26～R5年度500円加算		2,000円 (うち500円は森づくり県民税) ※H26～R5年度500円加算		2,000円 (うち500円は森づくり県民税) ※H26～R5年度500円加算		2,000円 (うち500円は森づくり県民税) ※H26～R5年度500円加算		2,000円 (うち500円は森づくり県民税) ※H26～R5年度500円加算		1,500円 (うち500円は 森づくり県民税)	
21,000円		21,000円		21,000円		21,000円		21,000円		21,000円		21,000円		21,000円	
52,500円		52,500円		52,500円		52,500円		52,500円		52,500円		52,500円		52,500円	
136,500円		136,500円		136,500円		136,500円		136,500円		136,500円		136,500円		136,500円	
567,000円		567,000円		567,000円		567,000円		567,000円		567,000円		567,000円		567,000円	
840,000円 (うち5%相当額は 森づくり県民税)		840,000円 (うち5%相当額は 森づくり県民税)		840,000円 (うち5%相当額は 森づくり県民税)		840,000円 (うち5%相当額は 森づくり県民税)		840,000円 (うち5%相当額は 森づくり県民税)		840,000円 (うち5%相当額は 森づくり県民税)		840,000円 (うち5%相当額は 森づくり県民税)		840,000円 (うち5%相当額は 森づくり県民税)	
一律4%		一律4%		一律4%		一律4%		4% (岡山市は2%)		4% (岡山市は2%)		4% (岡山市は2%)		4% (岡山市は2%)	
5%		5%		5%		5%		5%		5%		5%		5%	
5%	3% (H25.12営業分 まで)	5%		5%		5%		5%		5%		5%		5%	
5%	3% (H25.12営業分 まで)	5%		5%		5%		5%		5%		5%		5%	
5%		5.0%	3.2%	3.2%		3.2%		3.2%		1.0%		1.0%		1.0%	
5.8%		5.8%	4.0%	4.0%		4.0%		4.0%		1.8%		1.8%		1.8%	
2,900,000円		2,900,000円		2,900,000円		2,900,000円		2,900,000円		2,900,000円		2,900,000円		2,900,000円	
5%		5%		5%		5%		5%		5%		5%		5%	
4%		4%		4%		4%		4%		4%		4%		4%	
5%		5%		5%		5%		5%		5%		5%		5%	
3%		3%		3%		3%		3%		3%		3%		3%	
1.3%	0.7%	0.7%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	収入割0.75% 付加価値割0.37% 資本割0.15%		収入割0.75% 付加価値割0.37% 資本割0.15%		収入割0.75% 付加価値割0.37% 資本割0.15%			
								収入割0.75% 所得割1.85%		収入割0.75% 所得割1.85%		収入割0.75% 所得割1.85%			
								収入割1.0% 付加価値割0.77% 資本割0.32%		収入割1.0% 付加価値割0.77% 資本割0.32%		収入割1.0% 付加価値割0.77% 資本割0.32%			
収入割1.0%		収入割1.0%		収入割1.0%		収入割1.0%									
5.0%	2.7%	2.7%	3.4%	3.4%		3.4%	3.5%	3.5%		3.5%	3.5%				
6.6%	3.6%	3.6%	4.6%	4.6%		4.6%	4.9%	4.9%		4.9%	4.9%				
6.6%	3.6%	3.6%	4.6%	4.6%		4.6%	4.9%	4.9%		4.9%	4.9%				
6.6%	3.6%														
5.0%	2.7%	2.7%	3.4%	3.4%		3.4%	3.5%	3.5%		3.5%	3.5%				
7.3%	4.0%	4.0%	5.1%	5.1%		5.1%	5.3%	5.3%		5.3%	5.3%				
9.6%	5.3%	5.3%	6.7%	6.7%		6.7%	7.0%	7.0%		7.0%	7.0%				
9.6%	5.3%	5.3%	6.7%	6.7%		6.7%	7.0%	7.0%		7.0%	7.0%				
9.6%	5.3%														
3.8%	1.5%	1.5%	2.2%	1.6%		0.3%	0.3%	0.4%	0.4%		1.0%		1.0%		
5.5%	2.2%	2.2%	3.2%	2.3%		0.5%	0.5%	0.7%	0.7%						
7.2%	2.9%	2.9%	4.3%	3.1%		0.7%	0.7%	1.0%	1.0%						
7.2%	2.9%	2.9%	4.3%	3.1%		0.7%	0.7%	1.0%	1.0%						
7.2%	2.9%														
0.48%	0.48%	0.48%	0.48%	0.72%		1.2%	1.2%	1.2%	1.2%		1.2%		1.2%		
0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.3%		0.5%	0.5%	0.5%	0.5%		0.5%		0.5%		
	(20.10.1から)		(26.10.1から)					(R1.10.1から)			(R4.4.1以後開始事業年度から)				
25%		17/63		17/63		17/63		17/63 (R1.9.30まで) 22/78 (R1.10.1から)	22/78		22/78		22/78		

税 目	区 分			H9～10年度	H11～14年度	H15～17年度	H18～21年度	H22～24年度
不 動 産 取 得 税	免税点	土 地		100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円
		家屋	新 築	230,000円	230,000円	230,000円	230,000円	230,000円
	そ の 他		120,000円	120,000円	120,000円	120,000円	120,000円	
	特 例 控 除 (住 宅)			12,000,000円 (9.4.1から)	12,000,000円	12,000,000円	12,000,000円 (認定長期優良住宅 H21.6.4～は 13,000,000円)	12,000,000円 (認定長期優良住宅 13,000,000円)
	住宅を新築するため取得した土地の減額(昭和55年度から中古住宅に係る土地も対象とされ、これらの減額要件が一定の住宅に係るものと限定された。)			住宅床面積×2(200㎡限度) × ㎡当り土地価格×1/2×3% 1,500,000円 ×3% (いずれか大きい額)	住宅床面積×2(200㎡限度) × ㎡当り土地価格×1/2×3% 1,500,000円 ×3% (いずれか大きい額)	住宅床面積×2(200㎡限度) × ㎡当り土地価格×1/2×3% 1,500,000円 ×3% (いずれか大きい額)	住宅床面積×2(200㎡限度) × ㎡当り土地価格×1/2×3% 1,500,000円 ×3% (いずれか大きい額)	住宅床面積×2(200㎡限度) × ㎡当り土地価格×1/2×3% 1,500,000円 ×3% (いずれか大きい額)
	税 率				4% (住宅は3%)	4% (住宅は3%)	3% (住宅以外の家屋は 18.4.1～20.3.31は3.5% 20.4.1～は4%)	3% (住宅以外の家屋は4%)
県 た ば こ 税	従 価 割							
	従 量 割 (1,000 本 に つ き)			692円 (旧3級品は329円)	868円 (旧3級品は413円) (H11.5.1から)	969円 (旧3級品は461円) (H15.7.1から)	1,074円 (旧3級品は511円) (H18.7.1から)	1,504円 (旧3級品は716円) (H22.10.1から)
娛 楽 施 設 外 利 用 税	(平 成 元 年 度 か ら ゴ ル フ 場 利 用 税)	金利 課 用 税 料	舞踏場、 エアードライフル射撃場、 光線銃射撃場					
		定 額 課 税	ゴ ル フ 場 (1人1日につき)	1級	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円
				2級	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円
				3級	950円	950円	950円	950円
				4級	800円	800円	800円	800円
				5級	650円	650円	650円	650円
				6級	500円	500円	500円	500円
				7級	400円	400円	400円	400円
				8級	-	-	-	-
		課 税	ゴ ル フ 場 に 類 する 施 設	1級				
				2級				
				3級				
				4級				
				5級				
				6級				
		外 利 用 税	ま あ じ ゃ ん 場 (1卓につき)	1級				
				2級				
				3級				
				4級				
				5級				
				6級				
				7級				
				8級				
				9級				
				10級				
				11級				
				12級				
				13級				
				課 税	た ま つ き 場 (1卓につき)	1級		
2級								
3級								
4級								
5級								
6級								
7級								
8級								
9級								
10級								
11級								
12級								
13級								
14級								

税目	区 分		S59年度	S60年度	S61年度	S62年度	S63年度	
娯 楽 施 設 ゴ ル フ 場 利 用 税	外 形	ボ ー リ ン グ 場 (1レーンにつき)	1級	64,000円	64,000円	64,000円	64,000円	64,000円
			2級	59,000円	59,000円	59,000円	59,000円	59,000円
			3級	55,000円	55,000円	55,000円	55,000円	55,000円
			4級	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円
			5級	45,000円	45,000円	45,000円	45,000円	45,000円
			6級	41,000円	41,000円	41,000円	41,000円	41,000円
			7級	36,000円	36,000円	36,000円	36,000円	36,000円
			8級	32,000円	32,000円	32,000円	32,000円	32,000円
			9級	27,000円	27,000円	27,000円	27,000円	27,000円
			10級	23,000円	23,000円	23,000円	23,000円	23,000円
			11級	18,000円	18,000円	18,000円	18,000円	18,000円
			12級	13,000円	13,000円	13,000円	13,000円	13,000円
			13級	9,000円	9,000円	9,000円	9,000円	9,000円
			14級	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円
			15級	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円
			16級	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円
			17級	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
	課 税	パ チ ン コ 場	1級	465円	465円	465円	465円	465円
			2級	415円	415円	415円	415円	415円
			3級	365円	365円	365円	365円	365円
			4級	315円	315円	315円	315円	315円
			5級	265円	265円	265円	265円	265円
			6級	225円	225円	225円	225円	225円
			7級	185円	185円	185円	185円	185円
			8級	145円	145円	145円	145円	145円
			9級	115円	115円	115円	115円	115円
		ス マ ー ト ボ ー ル 場 (1 台 に つ き)	10級	85円	85円	85円	85円	85円
			11級	-	-	-	-	-
			12級	-	-	-	-	-
			13級	-	-	-	-	-
			14級	-	-	-	-	-
			15級	-	-	-	-	-
			16級	-	-	-	-	-
			17級	-	-	-	-	-
			18級	-	-	-	-	-
			19級	-	-	-	-	-
			20級	-	-	-	-	-
			21級	-	-	-	-	-
			22級	-	-	-	-	-
			23級	-	-	-	-	-
			24級	-	-	-	-	-
		ゴ ル フ 練 習 場 (1人1回につき)	1級	150円	150円	150円	150円	150円
			2級	130円	130円	130円	130円	130円
			3級	110円	110円	110円	110円	110円
			4級	100円	100円	100円	100円	100円
			5級	90円	90円	90円	90円	90円
			6級	80円	80円	80円	80円	80円
			7級	70円	70円	70円	70円	70円
			8級	60円	60円	60円	60円	60円
			9級	50円	50円	50円	50円	50円
			10級	40円	40円	40円	40円	40円
	射 的 場 (1ちょうにつき)	1級	300円	300円	300円	300円	300円	
		2級	250円	250円	250円	250円	250円	
		3級	200円	200円	200円	200円	200円	
		4級	150円	150円	150円	150円	150円	
		5級	100円	100円	100円	100円	100円	
		6級	50円	50円	50円	50円	50円	
	ア ー チ ャ ー リ ー 場 (1人1日につき)	1級	150円	150円	150円	150円	150円	
		2級	120円	120円	120円	120円	120円	
		3級	100円	100円	100円	100円	100円	
		4級	80円	80円	80円	80円	80円	
		5級	70円	70円	70円	70円	70円	
		6級	60円	60円	60円	60円	60円	
		7級	50円	50円	50円	50円	50円	
		8級	40円	40円	40円	40円	40円	
		9級	30円	30円	30円	30円	30円	
		10級	20円	20円	20円	20円	20円	

税目	区 分		S59～63年度	H元～2年度	H3～11年度
料 理 飲 食 等 消 費 税 （平成元年度から特別地方消費税）	料理店・バーキャバレー	免税点 税率		5,000円 (3.6.30まで) 3%	7,500円 3%
	旅館	免税点 基礎控除 税率	5,000円 (H1.3.31まで) 2,500円 10%	10,000円 (3.6.30まで) — 3%	15,000円 — 3%
	食区分経理	免税点 1品の価格 税率	1,000円 10%	1,000円 3%	— —
	飲食店等	免税点 税率	2,500円 (H1.3.31まで) 10%	5,000円 (3.6.30まで) 3%	7,500円 3%

税目	区 分			H2～13年度		H14～16年度	
				営業用	自家用	営業用	自家用
自動車税（令和元年10月1日から自動車税種別割）	乗用車	エンジン化税制対象車	15%	総排気量が1.0リットル以下のもの			
				〃 1.0リットルを超え1.5リットル以下のもの			
				〃 1.5リットル 〃 2.0リットル 〃			
				〃 2.0リットル 〃 2.5リットル 〃			
				〃 2.5リットル 〃 3.0リットル 〃			
				〃 3.0リットル 〃 3.5リットル 〃			
				〃 3.5リットル 〃 4.0リットル 〃			
				〃 4.0リットル 〃 4.5リットル 〃			
				〃 4.5リットル 〃 6.0リットル 〃			
				〃 6.0リットルを超えるもの			
			10%	総排気量が1.0リットル以下のもの		8,200円	32,400円
				〃 1.0リットルを超え1.5リットル以下のもの		9,300円	37,900円
				〃 1.5リットル 〃 2.0リットル 〃		10,400円	43,400円
				〃 2.0リットル 〃 2.5リットル 〃		15,100円	49,500円
				〃 2.5リットル 〃 3.0リットル 〃		17,200円	56,100円
				〃 3.0リットル 〃 3.5リットル 〃		19,600円	63,800円
				〃 3.5リットル 〃 4.0リットル 〃		22,500円	73,100円
				〃 4.0リットル 〃 4.5リットル 〃		25,900円	84,100円
				〃 4.5リットル 〃 6.0リットル 〃		29,900円	96,800円
				〃 6.0リットルを超えるもの		44,700円	122,100円
			7.5%	総排気量が1.0リットル以下のもの			
				〃 1.0リットルを超え1.5リットル以下のもの			
				〃 1.5リットル 〃 2.0リットル 〃			
				〃 2.0リットル 〃 2.5リットル 〃			
				〃 2.5リットル 〃 3.0リットル 〃			
				〃 3.0リットル 〃 3.5リットル 〃			
				〃 3.5リットル 〃 4.0リットル 〃			
				〃 4.0リットル 〃 4.5リットル 〃			
				〃 4.5リットル 〃 6.0リットル 〃			
				〃 6.0リットルを超えるもの			
			5%	電気を動力源とするもの			
				総排気量が1.0リットル以下のもの		4,000円	15,000円
				〃 1.0リットルを超え1.5リットル以下のもの		4,500円	17,500円
				〃 1.5リットル 〃 2.0リットル 〃		5,000円	20,000円
				〃 2.0リットル 〃 2.5リットル 〃		7,000円	22,500円
				〃 2.5リットル 〃 3.0リットル 〃		8,000円	25,500円
				〃 3.0リットル 〃 3.5リットル 〃		9,000円	29,000円
				〃 3.5リットル 〃 4.0リットル 〃		10,500円	33,500円
				〃 4.0リットル 〃 4.5リットル 〃		12,000円	38,500円
				〃 4.5リットル 〃 6.0リットル 〃		14,000円	44,000円
			2.5%	〃 6.0リットルを超えるもの		20,500円	55,500円
				電気を動力源とするもの		4,000円	15,000円
				総排気量が1.0リットル以下のもの		6,000円	22,500円
				〃 1.0リットルを超え1.5リットル以下のもの		6,500円	26,000円
				〃 1.5リットル 〃 2.0リットル 〃		7,500円	30,000円
				〃 2.0リットル 〃 2.5リットル 〃		10,500円	34,000円
				〃 2.5リットル 〃 3.0リットル 〃		12,000円	38,500円
				〃 3.0リットル 〃 3.5リットル 〃		13,500円	43,500円
				〃 3.5リットル 〃 4.0リットル 〃		15,500円	50,000円
				〃 4.0リットル 〃 4.5リットル 〃		18,000円	57,500円
			1%	〃 4.5リットル 〃 6.0リットル 〃		20,500円	66,000円
				〃 6.0リットルを超えるもの		31,000円	83,500円
				総排気量が1.0リットル以下のもの		7,000円	26,000円
				〃 1.0リットルを超え1.5リットル以下のもの		7,500円	30,500円
				〃 1.5リットル 〃 2.0リットル 〃		8,500円	34,500円
				〃 2.0リットル 〃 2.5リットル 〃		12,500円	39,500円
				〃 2.5リットル 〃 3.0リットル 〃		14,000円	44,500円
				〃 3.0リットル 〃 3.5リットル 〃		16,000円	50,500円
				〃 3.5リットル 〃 4.0リットル 〃		18,000円	58,000円
				〃 4.0リットル 〃 4.5リットル 〃		21,000円	67,000円
			その他	〃 4.5リットル 〃 6.0リットル 〃		24,000円	77,000円
				〃 6.0リットルを超えるもの		35,500円	97,000円
				総排気量が1.0リットル以下のもの	7,500円	7,500円	29,500円
				〃 1.0リットルを超え1.5リットル以下のもの	8,500円	8,500円	34,500円
				〃 1.5リットル 〃 2.0リットル 〃	9,500円	9,500円	39,500円
				〃 2.0リットル 〃 2.5リットル 〃	13,800円	13,800円	45,000円
				〃 2.5リットル 〃 3.0リットル 〃	15,700円	15,700円	51,000円
				〃 3.0リットル 〃 3.5リットル 〃	17,900円	17,900円	58,000円
				〃 3.5リットル 〃 4.0リットル 〃	20,500円	20,500円	66,500円
				〃 4.0リットル 〃 4.5リットル 〃	23,600円	23,600円	76,500円
				〃 4.5リットル 〃 6.0リットル 〃	27,200円	27,200円	88,000円
				〃 6.0リットルを超えるもの	40,700円	40,700円	111,000円
				電気を動力源とするもの	7,000円	25,500円	29,500円

H17～22年度		H23～26年度		H27～R元年度 (R1.9.30まで)		R元年度 (R1.10.1から)～6年度		
営業用	自家用	営業用	自家用	営業用	自家用	営業用	自家用 (初回新規登録 がR1.9.30以	自家用 (初回新規登録 がR1.10.1以
				8,600円	33,900円	8,600円	33,900円	
				9,700円	39,600円	9,700円	39,600円	
				10,900円	45,400円	10,900円	45,400円	
				15,800円	51,700円	15,800円	51,700円	
				18,000円	58,600円	18,000円	58,600円	
				20,500円	66,700円	20,500円	66,700円	
				23,500円	76,400円	23,500円	76,400円	
				27,100円	87,900円	27,100円	87,900円	
				31,200円	101,200円	31,200円	101,200円	
				46,800円	127,600円	46,800円	127,600円	
8,200円	32,400円	8,200円	32,400円					
9,300円	37,900円	9,300円	37,900円					
10,400円	43,400円	10,400円	43,400円					
15,100円	49,500円	15,100円	49,500円					
17,200円	56,100円	17,200円	56,100円					
19,600円	63,800円	19,600円	63,800円					
22,500円	73,100円	22,500円	73,100円					
25,900円	84,100円	25,900円	84,100円					
29,900円	96,800円	29,900円	96,800円					
44,700円	122,100円	44,700円	122,100円					
				2,000円	7,500円	2,000円	7,500円	6,500円
				2,500円	9,000円	2,500円	9,000円	8,000円
				2,500円	10,000円	2,500円	10,000円	9,000円
				3,500円	11,500円	3,500円	11,500円	11,000円
				4,000円	13,000円	4,000円	13,000円	12,500円
				4,500円	14,500円	4,500円	14,500円	14,500円
				5,500円	17,000円	5,500円	17,000円	16,500円
				6,000円	19,500円	6,000円	19,500円	19,000円
				7,000円	22,000円	7,000円	22,000円	22,000円
				10,500円	28,000円	10,500円	28,000円	27,500円
				2,000円	7,500円	2,000円	7,500円	6,500円
4,000円	15,000円	4,000円	15,000円	4,000円	15,000円	4,000円	15,000円	12,500円
4,500円	17,500円	4,500円	17,500円	4,500円	17,500円	4,500円	17,500円	15,500円
5,000円	20,000円	5,000円	20,000円	5,000円	20,000円	5,000円	20,000円	18,000円
7,000円	22,500円	7,000円	22,500円	7,000円	22,500円	7,000円	22,500円	22,000円
8,000円	25,500円	8,000円	25,500円	8,000円	25,500円	8,000円	25,500円	25,000円
9,000円	29,000円	9,000円	29,000円	9,000円	29,000円	9,000円	29,000円	28,500円
10,500円	33,500円	10,500円	33,500円	10,500円	33,500円	10,500円	33,500円	33,000円
12,000円	38,500円	12,000円	38,500円	12,000円	38,500円	12,000円	38,500円	38,000円
14,000円	44,000円	14,000円	44,000円	14,000円	44,000円	14,000円	44,000円	43,500円
20,500円	55,500円	20,500円	55,500円	20,500円	55,500円	20,500円	55,500円	55,000円
4,000円	15,000円	4,000円	15,000円	4,000円	15,000円	4,000円	15,000円	12,500円
6,000円	22,500円	6,000円	22,500円					
6,500円	26,000円	6,500円	26,000円					
7,500円	30,000円	7,500円	30,000円					
10,500円	34,000円	10,500円	34,000円					
12,000円	38,500円	12,000円	38,500円					
13,500円	43,500円	13,500円	43,500円					
15,500円	50,000円	15,500円	50,000円					
18,000円	57,500円	18,000円						
20,500円	66,000円	20,500円	66,000円					
31,000円	83,500円	31,000円	83,500円					
7,500円	29,500円	7,500円	29,500円	7,500円	29,500円	7,500円	29,500円	25,000円
8,500円	34,500円	8,500円	34,500円	8,500円	34,500円	8,500円	34,500円	30,500円
9,500円	39,500円	9,500円	39,500円	9,500円	39,500円	9,500円	39,500円	36,000円
13,800円	45,000円	13,800円	45,000円	13,800円	45,000円	13,800円	45,000円	43,500円
15,700円	51,000円	15,700円	51,000円	15,700円	51,000円	15,700円	51,000円	50,000円
17,900円	58,000円	17,900円	58,000円	17,900円	58,000円	17,900円	58,000円	57,000円
20,500円	66,500円	20,500円	66,500円	20,500円	66,500円	20,500円	66,500円	65,500円
23,600円	76,500円	23,600円	76,500円	23,600円	76,500円	23,600円	76,500円	75,500円
27,200円	88,000円	27,200円	88,000円	27,200円	88,000円	27,200円	88,000円	87,000円
40,700円	111,000円	40,700円	111,000円	40,700円	111,000円	40,700円	111,000円	110,000円
7,500円	29,500円	7,500円	29,500円	7,500円	29,500円	7,500円	29,500円	25,000円

税目	区 分		H2年度		H3～5年度		H6～13年度	
			営業用	自家用	営業用	自家用	営業用	自家用
自動車税（令和元年10月1日から自動車税種別割）	トラック	一般	最大積載量が1トン以下のもの					
			" 1.0トンを超え2トン以下のもの					
			" 2トン " 3トン "					
			" 3トン " 4トン "					
			" 4トン " 5トン "					
			" 5トン " 6トン "					
			" 6トン " 7トン "					
			" 7トン " 8トン "					
			" 8トン " 9トン "					
			" 9トン " 10トン "					
			10トンを超えるもの					
		軽	最大積載量が1トン以下のもの					
			" 1.0トンを超え2トン以下のもの					
			" 2トン " 3トン "					
			" 3トン " 4トン "					
			" 4トン " 5トン "					
			" 5トン " 6トン "					
			" 6トン " 7トン "					
			" 7トン " 8トン "					
			" 8トン " 9トン "					
			" 9トン " 10トン "					
			10トンを超えるもの					
		化	最大積載量が1トン以下のもの					
			" 1.0トンを超え2トン以下のもの					
			" 2トン " 3トン "					
			" 3トン " 4トン "					
			" 4トン " 5トン "					
			" 5トン " 6トン "					
			" 6トン " 7トン "					
			" 7トン " 8トン "					
			" 8トン " 9トン "					
			" 9トン " 10トン "					
			10トンを超えるもの					
		対象	最大積載量が1トン以下のもの					
			" 1.0トンを超え2トン以下のもの					
			" 2トン " 3トン "					
			" 3トン " 4トン "					
			" 4トン " 5トン "					
			" 5トン " 6トン "					
			" 6トン " 7トン "					
			" 7トン " 8トン "					
			" 8トン " 9トン "					
			" 9トン " 10トン "					
			10トンを超えるもの					
		車	最大積載量が1トン以下のもの					
			" 1.0トンを超え2トン以下のもの					
			" 2トン " 3トン "					
			" 3トン " 4トン "					
			" 4トン " 5トン "					
			" 5トン " 6トン "					
			" 6トン " 7トン "					
			" 7トン " 8トン "					
			" 8トン " 9トン "					
			" 9トン " 10トン "					
			10トンを超えるもの					
	その他	公害規制 適合車	最大積載量が1トン以下のもの		6,000円	7,000円	3,200円	4,000円
			1トンを超え2トン以下のもの		8,500円	10,000円	4,500円	5,700円
		その 他	最大積載量が1トン以下のもの		6,500円	8,000円	6,500円	8,000円
			" 1.0トンを超え2トン以下のもの		9,000円	11,500円	9,000円	11,500円
			" 2トン " 3トン "		12,000円	16,000円	12,000円	16,000円
			" 3トン " 4トン "		15,000円	20,500円	15,000円	20,500円
			" 4トン " 5トン "		18,500円	25,500円	18,500円	25,500円
			" 5トン " 6トン "		22,000円	30,000円	22,000円	30,000円
			" 6トン " 7トン "		25,500円	35,000円	25,500円	35,000円
			" 7トン " 8トン "		29,500円	40,500円	29,500円	40,500円
			" 8トン " 9トン "		34,200円	46,800円	34,200円	46,800円
			" 9トン " 10トン "		38,900円	53,100円	38,900円	53,100円
			10トンを超えるもの		1トン増ごと 4,700円加算	1トン増ごと 6,300円加算	1トン増ごと 4,700円加算	1トン増ごと 6,300円加算

H14～16年度		H17～22年度		H23～26年度		H27～R6年度	
営業用	自家用	営業用	自家用	営業用	自家用	営業用	自家用
7,100円	8,800円	7,100円	8,800円	7,100円	8,800円	7,100円	8,800円
9,900円	12,600円	9,900円	12,600円	9,900円	12,600円	9,900円	12,600円
13,200円	17,600円	13,200円	17,600円	13,200円	17,600円	13,200円	17,600円
16,500円	22,500円	16,500円	22,500円	16,500円	22,500円	16,500円	22,500円
20,300円	28,000円	20,300円	28,000円	20,300円	28,000円	20,300円	28,000円
24,200円	33,000円	24,200円	33,000円	24,200円	33,000円	24,200円	33,000円
28,000円	38,500円	28,000円	38,500円	28,000円	38,500円	28,000円	38,500円
32,400円	44,500円	32,400円	44,500円	32,400円	44,500円	32,400円	44,500円
37,500円	51,400円	37,500円	51,400円	37,500円	51,400円	37,500円	51,400円
42,600円	58,300円	42,600円	58,300円	42,600円	58,300円	42,600円	58,300円
1トン増ごと 5,100円加算	1トン増ごと 6,900円加算	1トン増ごと 5,100円加算	1トン増ごと 6,900円加算	1トン増ごと 5,100円加算	1トン増ごと 6,900円加算	1トン増ごと 5,100円加算	1トン増ごと 6,900円加算
						2,000円	2,000円
						2,500円	3,000円
						3,000円	4,000円
						4,000円	5,500円
						5,000円	6,500円
						5,500円	7,500円
						6,500円	9,000円
						7,500円	10,500円
						8,700円	12,100円
						9,900円	13,700円
						1トン増ごと 1,200円加算	1トン増ごと 1,600円加算
3,500円	4,000円	3,500円	4,000円	3,500円	4,000円	3,500円	4,000円
4,500円	6,000円	4,500円	6,000円	4,500円	6,000円	4,500円	6,000円
6,000円	8,000円	6,000円	8,000円	6,000円	8,000円	6,000円	8,000円
7,500円	10,500円	7,500円	10,500円	7,500円	10,500円	7,500円	10,500円
9,500円	13,000円	9,500円	13,000円	9,500円	13,000円	9,500円	13,000円
11,000円	15,000円	11,000円	15,000円	11,000円	15,000円	11,000円	15,000円
13,000円	17,500円	13,000円	17,500円	13,000円	17,500円	13,000円	17,500円
15,000円	20,500円	15,000円	20,500円	15,000円	20,500円	15,000円	20,500円
17,400円	23,700円	17,400円	23,700円	17,400円	23,700円	17,400円	23,700円
19,800円	26,900円	19,800円	26,900円	19,800円	26,900円	19,800円	26,900円
1トン増ごと 2,400円加算	1トン増ごと 3,200円加算	1トン増ごと 2,400円加算	1トン増ごと 3,200円加算	1トン増ごと 2,400円加算	1トン増ごと 3,200円加算	1トン増ごと 2,400円加算	1トン増ごと 3,200円加算
5,000円	6,000円	5,000円	6,000円	5,000円	6,000円		
7,000円	9,000円	7,000円	9,000円	7,000円	9,000円		
9,000円	12,000円	9,000円	12,000円	9,000円	12,000円		
11,500円	15,500円	11,500円	15,500円	11,500円	15,500円		
14,000円	19,500円	14,000円	19,500円	14,000円	19,500円		
16,500円	22,500円	16,500円	22,500円	16,500円	22,500円		
19,500円	26,500円	19,500円	26,500円	19,500円	26,500円		
22,500円	30,500円	22,500円	30,500円	22,500円	30,500円		
26,000円	35,200円	26,000円	35,200円	26,000円	35,200円		
29,500円	39,900円	29,500円	39,900円	29,500円	39,900円		
1トン増ごと 3,500円加算	1トン増ごと 4,700円加算	1トン増ごと 3,500円加算	1トン増ごと 4,700円加算	1トン増ごと 3,500円加算	1トン増ごと 4,700円加算		
6,000円	7,000円						
8,000円							
10,500円	14,000円						
13,500円	18,000円						
16,500円	22,500円						
19,500円	26,500円						
22,500円	30,500円						
26,000円	35,500円						
30,100円	41,000円						
34,200円	46,500円						
1トン増ごと 4,100円加算	1トン増ごと 5,500円加算						
6,500円	8,000円	6,500円	8,000円	6,500円	8,000円	6,500円	8,000円
9,000円	11,500円	9,000円	11,500円	9,000円	11,500円	9,000円	11,500円
12,000円	16,000円	12,000円	16,000円	12,000円	16,000円	12,000円	16,000円
15,000円	20,500円	15,000円	20,500円	15,000円	20,500円	15,000円	20,500円
18,500円	25,500円	18,500円	25,500円	18,500円	25,500円	18,500円	25,500円
22,000円	30,000円	22,000円	30,000円	22,000円	30,000円	22,000円	30,000円
25,500円	35,000円	25,500円	35,000円	25,500円	35,000円	25,500円	35,000円
29,500円	40,500円	29,500円	40,500円	29,500円	40,500円	29,500円	40,500円
34,200円	46,800円	34,200円	46,800円	34,200円	46,800円	34,200円	46,800円
38,900円	53,100円	38,900円	53,100円	38,900円	53,100円	38,900円	53,100円
1トン増ごと 4,700円加算	1トン増ごと 6,300円加算	1トン増ごと 4,700円加算	1トン増ごと 6,300円加算	1トン増ごと 4,700円加算	1トン増ごと 6,300円加算	1トン増ごと 4,700円加算	1トン増ごと 6,300円加算

税目	区 分		H2～5年度		H6～13年度		H14～16年度			
			営業用	自家用	営業用	自家用	営業用	自家用		
自動車税（令和元年10月1日から自動車税種別割）	けん引車	グリーン化税制 対 象 車	概ね10%重課	四輪以上の小型車に属するもの 普通自動車に属するもの				8,200円	11,200円	
			概ね75%軽課	四輪以上の小型車に属するもの 普通自動車に属するもの				16,600円	22,600円	
			概ね50%軽課	四輪以上の小型車に属するもの 普通自動車に属するもの			4,000円	5,500円		
			概ね25%軽課	四輪以上の小型車に属するもの 普通自動車に属するもの			8,000円	10,500円		
			概ね13%軽課	四輪以上の小型車に属するもの 普通自動車に属するもの			6,000円	8,000円		
				四輪以上の小型車に属するもの 普通自動車に属するもの			11,500円	15,500円		
		公害規制適合車	四輪以上の小型車に属するもの 普通自動車に属するもの	3,700円	5,100円			7,000円	9,000円	
			四輪以上の小型車に属するもの 普通自動車に属するもの	7,500円	10,300円			13,500円	18,000円	
			四輪以上の小型車に属するもの 普通自動車に属するもの	7,500円	10,200円	7,500円	10,200円	7,500円	10,200円	
			四輪以上の小型車に属するもの 普通自動車に属するもの	15,100円	20,600円	15,100円	20,600円	15,100円	20,600円	
	その他	四輪以上の小型車に属するもの 普通自動車に属するもの	3,900円	5,300円	3,900円	5,300円	3,900円	5,300円		
		小型自動車に属するもの	8トン以下	7,500円	10,200円	7,500円	10,200円	7,500円	10,200円	
		普通自動車に属するもの	8トンを超えるもの	7,500円に1トン増ごとに3,800円加算	10,200円に1トン増ごとに5,100円加算	7,500円に1トン増ごとに3,800円加算	10,200円に1トン増ごとに5,100円加算	7,500円に1トン増ごとに3,800円加算	10,200円に1トン増ごとに5,100円加算	
	トラック 貨物兼用車	算の最大乗車定員の税額とする額4に人次の区で乗用車に従ってそれぞれ定めている税額を加算	グリーン化税制 対 象 車	概ね10%重課	総排気量が1.0リットル以下のもの 総排気量が1.0リットルを超え1.5リットル以下のもの 総排気量が1.5リットルを超えるもの ロータリーエンジンを原動機とするもの				4,100円	5,700円
				概ね75%軽課	総排気量が1.0リットル以下のもの 総排気量が1.0リットルを超え1.5リットル以下のもの 総排気量が1.5リットルを超えるもの ロータリーエンジンを原動機とするもの 電気を動力源とするもの				5,200円	6,900円
				概ね50%軽課	総排気量が1.0リットル以下のもの 総排気量が1.0リットルを超え1.5リットル以下のもの 総排気量が1.5リットルを超えるもの ロータリーエンジンを原動機とするもの 電気を動力源とするもの				6,900円	8,800円
					総排気量が1.0リットル以下のもの 総排気量が1.0リットルを超え1.5リットル以下のもの 総排気量が1.5リットルを超えるもの ロータリーエンジンを原動機とするもの 電気を動力源とするもの				6,900円	8,800円
					総排気量が1.0リットル以下のもの 総排気量が1.0リットルを超え1.5リットル以下のもの 総排気量が1.5リットルを超えるもの ロータリーエンジンを原動機とするもの 電気を動力源とするもの				1,800円	2,600円
					総排気量が1.0リットル以下のもの 総排気量が1.0リットルを超え1.5リットル以下のもの 総排気量が1.5リットルを超えるもの ロータリーエンジンを原動機とするもの 電気を動力源とするもの				2,300円	3,200円
			概ね25%軽課	総排気量が1.0リットル以下のもの 総排気量が1.0リットルを超え1.5リットル以下のもの 総排気量が1.5リットルを超えるもの ロータリーエンジンを原動機とするもの 電気を動力源とするもの				3,200円	4,000円	
				総排気量が1.0リットル以下のもの 総排気量が1.0リットルを超え1.5リットル以下のもの 総排気量が1.5リットルを超えるもの ロータリーエンジンを原動機とするもの 電気を動力源とするもの				3,200円	4,000円	
				総排気量が1.0リットル以下のもの 総排気量が1.0リットルを超え1.5リットル以下のもの 総排気量が1.5リットルを超えるもの ロータリーエンジンを原動機とするもの 電気を動力源とするもの				1,800円	2,600円	
				総排気量が1.0リットル以下のもの 総排気量が1.0リットルを超え1.5リットル以下のもの 総排気量が1.5リットルを超えるもの ロータリーエンジンを原動機とするもの 電気を動力源とするもの				2,800円	4,000円	
			概ね13%軽課	総排気量が1.0リットル以下のもの 総排気量が1.0リットルを超え1.5リットル以下のもの 総排気量が1.5リットルを超えるもの ロータリーエンジンを原動機とするもの 電気を動力源とするもの				3,500円	5,000円	
				総排気量が1.0リットル以下のもの 総排気量が1.0リットルを超え1.5リットル以下のもの 総排気量が1.5リットルを超えるもの ロータリーエンジンを原動機とするもの 電気を動力源とするもの				5,000円	6,000円	
				総排気量が1.0リットル以下のもの 総排気量が1.0リットルを超え1.5リットル以下のもの 総排気量が1.5リットルを超えるもの ロータリーエンジンを原動機とするもの 電気を動力源とするもの				5,000円	6,000円	
				総排気量が1.0リットル以下のもの 総排気量が1.0リットルを超え1.5リットル以下のもの 総排気量が1.5リットルを超えるもの ロータリーエンジンを原動機とするもの 電気を動力源とするもの				3,000円	4,500円	
公害規制適合車			総排気量が1.0リットル以下のもの 総排気量が1.0リットルを超え1.5リットル以下のもの 総排気量が1.5リットルを超えるもの ロータリーエンジンを原動機とするもの 電気を動力源とするもの	1,800円	2,600円			4,000円	5,500円	
			総排気量が1.0リットル以下のもの 総排気量が1.0リットルを超え1.5リットル以下のもの 総排気量が1.5リットルを超えるもの ロータリーエンジンを原動機とするもの 電気を動力源とするもの	2,300円	3,100円			5,500円	7,000円	
			総排気量が1.0リットル以下のもの 総排気量が1.0リットルを超え1.5リットル以下のもの 総排気量が1.5リットルを超えるもの ロータリーエンジンを原動機とするもの 電気を動力源とするもの	3,100円	4,000円			5,500円	7,000円	
	総排気量が1.0リットル以下のもの 総排気量が1.0リットルを超え1.5リットル以下のもの 総排気量が1.5リットルを超えるもの ロータリーエンジンを原動機とするもの 電気を動力源とするもの	3,700円	5,200円			5,500円	7,000円			
	総排気量が1.0リットル以下のもの 総排気量が1.0リットルを超え1.5リットル以下のもの 総排気量が1.5リットルを超えるもの ロータリーエンジンを原動機とするもの 電気を動力源とするもの	4,700円	6,300円			5,500円	7,000円			
バス	グリーン化税制 対 象 車	概ね10%重課	乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					29,100円	36,300円	
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					35,200円	45,100円	
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					41,800円	53,900円	
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					48,400円	62,700円	
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					55,500円	72,000円	
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					62,700円	81,400円	
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					70,400円	91,300円	
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの							
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの							
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの							
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの							
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの							
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの							
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの							
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの							
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの							
			概ね75%軽課	乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの						
	乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの									
	乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの									
	乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの									
	乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの									
	乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの									
	乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの									
	乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの									
	乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの									
	乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの									
	概ね50%軽課	乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの								
乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの										
乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの										
乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの										
乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの										
乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの										
乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの										
乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの										
乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの										
乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの										
対 象 車	概ね50%軽課	乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					13,500円	6,000円		
		乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					16,000円	7,500円		
		乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					19,000円	9,000円		
		乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					22,000円	10,000円		
		乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					25,500円	11,500円		
		乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					28,500円	13,000円		
		乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					32,000円	14,500円		
		乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					6,000円	16,500円		
		乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					7,500円	20,500円		
		乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					9,000円	24,500円		
バス	グリーン化税制 対 象 車	概ね10%重課	乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					29,100円	36,300円	
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					35,200円	45,100円	
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					41,800円	53,900円	
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					48,400円	62,700円	
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					55,500円	72,000円	
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					62,700円	81,400円	
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					70,400円	91,300円	
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの							
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの							
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの							
バス	グリーン化税制 対 象 車	概ね10%重課	乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					29,100円	36,300円	
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					35,200円	45,100円	
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					41,800円	53,900円	
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					48,400円	62,700円	
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					55,500円	72,000円	
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					62,700円	81,400円	
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					70,400円	91,300円	
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの							
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの							
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの							
バス	グリーン化税制 対 象 車	概ね10%重課	乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					29,100円	36,300円	
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					35,200円	45,100円	
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					41,800円	53,900円	
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					48,400円	62,700円	
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					55,500円	72,000円	
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					62,700円	81,400円	
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					70,400円	91,300円	
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの							
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの							
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの							
バス	グリーン化税制 対 象 車	概ね10%重課	乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					29,100円	36,300円	
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					35,200円	45,100円	
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					41,800円	53,900円	
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					48,400円	62,700円	
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					55,500円	72,000円	
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					62,700円	81,400円	
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					70,400円	91,300円	
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの							
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの							
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの							
バス	グリーン化税制 対 象 車	概ね10%重課	乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					29,100円	36,300円	
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					35,200円	45,100円	
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					41,800円	53,900円	
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					48,400円	62,700円	
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					55,500円	72,000円	
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					62,700円	81,400円	
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					70,400円	91,300円	
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの							
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの							
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの							
バス	グリーン化税制 対 象 車	概ね10%重課	乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					29,100円	36,300円	
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					35,200円	45,100円	
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					41,800円	53,900円	
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					48,400円	62,700円	
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					55,500円	72,000円	
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					62,700円	81,400円	
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					70,400円	91,300円	
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの							
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの							
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの							
バス	グリーン化税制 対 象 車	概ね10%重課	乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					29,100円	36,300円	
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					35,200円	45,100円	
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					41,800円	53,900円	
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					48,400円	62,700円	
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					55,500円	72,000円	
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					62,700円	81,400円	
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					70,400円	91,300円	
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの							
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの							
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの							
バス	グリーン化税制 対 象 車	概ね10%重課	乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					29,100円	36,300円	
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					35,200円	45,100円	
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					41,800円	53,900円	
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					48,400円	62,700円	
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					55,500円	72,000円	
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					62,700円	81,400円	
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					70,400円	91,300円	
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの							
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの							
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの							
バス	グリーン化税制 対 象 車	概ね10%重課	乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					29,100円	36,300円	
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					35,200円	45,100円	
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					41,800円	53,900円	
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					48,400円	62,700円	
			乗車定員が30人以下のもの 30人を超え40人以下のもの					55,500円	72,000円	
			乗車定員が30人以下のもの 							

税目	区分				H2～5年度		H6～13年度		H14～16年度						
					営業用	自家用	営業用	自家用	営業用		自家用				
自動車税（令和元年10月1日から自動車税種別割）	バス	グリーン化税制対象車	概ね25%軽課	乗員定員が30人以下のもの					その他	20,000円	スクールバス に学校 規定教 育法第 一校の 条	9,000円			
				〃 30人を超え40人以下のもの						24,000円		11,000円			
				〃 40 〃 50 〃						28,500円		13,500円			
				〃 50 〃 60 〃						33,000円		15,000円			
				〃 60 〃 70 〃						38,000円		17,000円			
				〃 70 〃 80 〃						43,000円		19,500円			
			80人を超えるもの					48,000円		22,000円					
			乗員定員が30人以下のもの					9,000円	一般乗合用	25,000円					
			〃 30人を超え40人以下のもの					11,000円		31,000円					
			〃 40 〃 50 〃					13,500円		37,000円					
			〃 50 〃 60 〃					15,000円		43,000円					
			〃 60 〃 70 〃					17,000円		49,500円					
			〃 70 〃 80 〃					19,500円		55,500円					
			80人を超えるもの					22,000円	62,500円						
			乗員定員が30人以下のもの					23,500円	その他	10,500円					
			〃 30人を超え40人以下のもの					28,000円		13,000円					
			〃 40 〃 50 〃					33,500円		15,500円					
			〃 50 〃 60 〃					38,500円		17,500円					
		〃 60 〃 70 〃					44,000円	20,000円							
		〃 70 〃 80 〃					50,000円	22,500円							
		80人を超えるもの					56,000円	25,500円							
		乗員定員が30人以下のもの					10,500円	一般乗合用	29,000円						
		〃 30人を超え40人以下のもの					13,000円		36,000円						
		〃 40 〃 50 〃					15,500円		43,000円						
		〃 50 〃 60 〃					17,500円		50,000円						
		〃 60 〃 70 〃					20,000円		57,000円						
		〃 70 〃 80 〃					22,500円		64,500円						
		80人を超えるもの					25,500円	72,500円							
		公害規制適合車	乗員定員が30人以下のもの	一般乗合用 6,000円	スクールバス 6,000円										
				その他 13,200円	その他 16,500円										
		その他	乗員定員が30人以下のもの	その他	26,500円	スクールバス に学校 規定教 育法第 一校の 条	12,000円	その他	26,500円	スクールバス に学校 規定教 育法第 一校の 条	12,000円	その他	26,500円	スクールバス に学校 規定教 育法第 一校の 条	12,000円
			〃 30人を超え40人以下のもの		32,000円	14,500円	32,000円		14,500円	32,000円	14,500円				
			〃 40 〃 50 〃		38,000円	17,500円	38,000円		17,500円	38,000円	17,500円				
			〃 50 〃 60 〃		44,000円	20,000円	44,000円		20,000円	44,000円	20,000円				
			〃 60 〃 70 〃		50,500円	22,500円	50,500円		22,500円	50,500円	22,500円				
			〃 70 〃 80 〃		57,000円	25,500円	57,000円		25,500円	57,000円	25,500円				
			80人を超えるもの	64,000円	29,000円	64,000円	29,000円	64,000円	29,000円						
			乗員定員が30人以下のもの	一般乗合用	12,000円	その他	33,000円	一般乗合用	12,000円	その他	33,000円	一般乗合用	12,000円	その他	33,000円
			〃 30人を超え40人以下のもの		14,500円		41,000円		14,500円		41,000円		14,500円		41,000円
	〃 40 〃 50 〃		17,500円		49,000円		17,500円		49,000円		17,500円		49,000円		
	〃 50 〃 60 〃		20,000円		57,000円		20,000円		57,000円		20,000円		57,000円		
	〃 60 〃 70 〃		22,500円		66,500円		22,500円		66,500円		22,500円		66,500円		
	〃 70 〃 80 〃	25,500円	74,000円		25,500円		74,000円		25,500円		74,000円				
	80人を超えるもの	29,000円	83,000円	29,000円	83,000円	29,000円	83,000円								
	小型三輪トラック	グリーン化税制対象車	概ね10%重課	最大積載量が1トン以下のもの						4,900円	6,600円				
				〃 1トンを超えるもの					7,300円	9,600円					
			概ね75%軽課	最大積載量が1トン以下のもの					4,200円	5,800円					
				〃 1トンを超えるもの											
			概ね50%軽課	けん引車											
				最大積載量が1トン以下のもの					2,500円	3,000円					
			概ね25%軽課	〃 1トンを超えるもの					3,500円	4,500円					
				けん引車					2,000円	3,000円					
			概ね13%軽課	最大積載量が1トン以下のもの					3,500円	4,500円					
				〃 1トンを超えるもの					5,500円	7,000円					
			その他	けん引車					3,000円	4,000円					
				最大積載量が1トン以下のもの					4,000円	5,500円					
		〃 1トンを超えるもの						6,000円	8,000円						
		けん引車						3,500円	5,000円						
		最大積載量が1トン以下のもの		4,500円	6,000円	4,500円	6,000円	4,500円	6,000円						
		〃 1トンを超えるもの		6,700円	8,800円	6,700円	8,800円	6,700円	8,800円						
		特種用途車	グリーン化税制対象車	概ね10%重課	霊きゅう車					11,400円	15,100円				
					宣伝車					15,100円	20,500円				
	クレーン車			小型車					24,200円	33,000円					
				普通車					12,300円	15,900円					
				車両重量が5トン以下のもの					18,400円	25,100円					
				〃 5トンを超え10トン以下のもの					29,100円	39,400円					

H17～22年度				H23～26年度				H27～R6年度			
営業用		自家用		営業用		自家用		営業用		自家用	
その他	20,000円	スクール規定するバス学校の条	9,000円	その他	20,000円	スクール規定するバス学校の条	9,000円	その他		スクール規定するバス学校の条	
	24,000円		11,000円		24,000円		11,000円				
	28,500円		13,500円		28,500円		13,500円				
	33,000円		15,000円		33,000円		15,000円				
	38,000円		17,000円		38,000円		17,000円				
	43,000円		19,500円		43,000円		19,500円				
	48,000円		22,000円		48,000円		22,000円				
一般乗合用	9,000円	その他の他	25,000円	一般乗合用	9,000円	その他の他	25,000円	一般乗合用		その他の他	
	11,000円		31,000円		11,000円		31,000円				
	13,500円		37,000円		13,500円		37,000円				
	15,000円		43,000円		15,000円		43,000円				
	17,000円		49,500円		17,000円		49,500円				
	19,500円		55,500円		19,500円		55,500円				
	22,000円		62,500円		22,000円		62,500円				
その他		スクール規定するバス学校の条		その他		スクール規定するバス学校の条		その他		スクール規定するバス学校の条	
一般乗合用		その他の他		一般乗合用		その他の他		一般乗合用		その他の他	
その他	26,500円	スクール規定するバス学校の条	12,000円	その他	26,500円	スクール規定するバス学校の条	12,000円	その他		スクール規定するバス学校の条	
	32,000円		14,500円		32,000円		14,500円				
	38,000円		17,500円		38,000円		17,500円				
	44,000円		20,000円		44,000円		20,000円				
	50,500円		22,500円		50,500円		22,500円				
	57,000円		25,500円		57,000円		25,500円				
	64,000円		29,000円		64,000円		29,000円				
一般乗合用	12,000円	その他の他	33,000円	一般乗合用	12,000円	その他の他	33,000円	一般乗合用		その他の他	
	14,500円		41,000円		14,500円		41,000円				
	17,500円		49,000円		17,500円		49,000円				
	20,000円		57,000円		20,000円		57,000円				
	22,500円		65,500円		22,500円		65,500円				
	25,500円		74,000円		25,500円		74,000円				
	29,000円		83,000円		29,000円		83,000円				
		6,600円		4,900円		6,600円		4,900円		6,600円	
		9,600円		7,300円		9,600円		7,300円		9,600円	
		5,800円		4,200円		5,800円		4,200円		5,800円	
									1,500円	1,500円	
									2,000円	2,500円	
									1,000円	1,500円	
	2,500円	3,000円		2,500円		3,000円		2,500円	3,000円		
	3,500円	4,500円		3,500円		4,500円		3,500円	4,500円		
	2,000円	3,000円		2,000円		3,000円		2,000円	3,000円		
	3,500円	4,500円		3,500円		4,500円					
	5,500円	7,000円		5,500円		7,000円					
	3,000円	4,000円		3,000円		4,000円					
	4,500円	6,000円		4,500円		6,000円		4,500円	6,000円		
	6,700円	8,800円		6,700円		8,800円		6,700円	8,800円		
	3,900円	5,300円		3,900円		5,300円		3,900円	5,300円		
	11,400円	15,100円		11,400円		15,100円		11,400円	15,100円		
	15,100円	20,500円		15,100円		20,500円		15,100円	20,500円		
	24,200円	33,000円		24,200円		33,000円		24,200円	33,000円		
	12,300円	15,900円		12,300円		15,900円		12,300円	15,900円		
	18,400円	25,100円		18,400円		25,100円		18,400円	25,100円		
	29,100円	39,400円		29,100円		39,400円		29,100円	39,400円		

税目	区 分						H14～22年度	
							営業用	自家用
自動車税（令和元年10月1日から自動車税種別割）	特種用途車	グリーン化税制対象車	概ね15%重課	キャンピングカー	排気量が1.0リットル以下のもの		普通車 小型車	
					" 1.0リットルを超え1.5リットル以下のもの		普通車 小型車	
					" 1.5リットルを超え2.0リットル以下のもの		普通車 小型車	
					" 2.0リットルを超え2.5リットル以下のもの		普通車 小型車	
					" 2.5リットルを超え3.0リットル以下のもの		普通車 小型車	
					" 3.0リットルを超え3.5リットル以下のもの		普通車 小型車	
					" 3.5リットルを超え4.0リットル以下のもの		普通車 小型車	
					" 4.0リットルを超え4.5リットル以下のもの		普通車 小型車	
					" 4.5リットルを超え5.0リットル以下のもの		普通車 小型車	
					" 6.0リットルを超えるもの		普通車 小型車	
				キャンピングカー	排気量が1.0リットル以下のもの		普通車 小型車	25,900円
					" 1.0リットルを超え1.5リットル以下のもの		普通車 小型車	30,300円
					" 1.5リットルを超え2.0リットル以下のもの		普通車 小型車	34,700円
					" 2.0リットルを超え2.5リットル以下のもの		普通車 小型車	39,600円
					" 2.5リットルを超え3.0リットル以下のもの		普通車 小型車	44,800円
					" 3.0リットルを超え3.5リットル以下のもの		普通車 小型車	51,000円
					" 3.5リットルを超え4.0リットル以下のもの		普通車 小型車	58,500円
					" 4.0リットルを超え4.5リットル以下のもの		普通車 小型車	67,300円
					" 4.5リットルを超え5.0リットル以下のもの		普通車 小型車	77,400円
					" 6.0リットルを超えるもの		普通車 小型車	97,600円
				その他	普通車	コンクリートミキサー車	28,000円	38,500円
						タンク車	24,200円	33,000円
					小型車	その他	19,400円	26,400円
						四輪以上のもの	12,400円	16,800円
				概ね7.5%軽課	宣言車	三輪のもの	7,000円	9,400円
					軽便車	軽便車		
						普通車		
					クレーン車	車両重量が5トン以下のもの		
						" 5トンを超え10トン以下のもの		
						" 10トンを超えるもの		
					キャンピングカー	排気量が1.0リットル以下のもの		普通車 小型車
						" 1.0リットルを超え1.5リットル以下のもの		普通車 小型車
						" 1.5リットルを超え2.0リットル以下のもの		普通車 小型車
						" 2.0リットルを超え2.5リットル以下のもの		普通車 小型車
						" 2.5リットルを超え3.0リットル以下のもの		普通車 小型車
						" 3.0リットルを超え3.5リットル以下のもの		普通車 小型車
						" 3.5リットルを超え4.0リットル以下のもの		普通車 小型車
						" 4.0リットルを超え4.5リットル以下のもの		普通車 小型車
						" 4.5リットルを超え5.0リットル以下のもの		普通車 小型車
						" 6.0リットルを超えるもの		普通車 小型車
				その他	普通車	コンクリートミキサー車		
						タンク車		
					小型車	その他		
						四輪以上のもの		

H23～26年度		H27～R元年度(R1.9.30まで)		R元年度(R1.10.1から)～6年度		
営業用	自家用	営業用	自家用	営業用	自家用 (キャンピング車の み初回新規登録が R1.9.30以前)	自家用 (キャンピング車の み初回新規登録が R1.10.1以降)
			27,100円		27,100円	
			31,700円		31,700円	
			36,300円		36,300円	
			41,400円		41,400円	
			46,900円		46,900円	
			53,300円		53,300円	
			61,100円		61,100円	
			70,300円		70,300円	
			80,900円		80,900円	
			102,100円		102,100円	
	25,900円					
	30,300円					
	34,700円					
	39,600円					
	44,800円					
	51,000円					
	58,500円					
	67,300円					
	77,400円					
	97,600円					
28,000円	38,500円	28,000円	38,500円	28,000円	38,500円	
24,200円	33,000円	24,200円	33,000円	24,200円	33,000円	
19,400円	26,400円	19,400円	26,400円	19,400円	26,400円	
12,400円	16,800円	12,400円	16,800円	12,400円	16,800円	
7,000円	9,400円	7,000円	9,400円	7,000円	9,400円	
		3,000円	3,500円	3,000円	3,500円	
		3,500円	5,000円	3,500円	5,000円	
		5,500円	7,500円	5,500円	7,500円	
		3,000円	4,000円	3,000円	4,000円	
		4,500円	6,000円	4,500円	6,000円	
		7,000円	9,000円	7,000円	9,000円	
			6,000円		6,000円	5,000円
			7,000円		7,000円	6,500円
			8,000円		8,000円	7,500円
			9,000円		9,000円	9,000円
			10,500円		10,500円	10,000円
			12,000円		12,000円	11,500円
			13,500円		13,500円	13,500円
			15,500円		15,500円	15,500円
			18,000円		18,000円	17,500円
			22,500円		22,500円	22,000円
		6,500円	9,000円	6,500円	9,000円	
		5,500円	7,500円	5,500円	7,500円	
		4,500円	6,000円	4,500円	6,000円	
		3,000円	4,000円	3,000円	4,000円	
		2,000円	2,500円	2,000円	2,500円	

税目	区 分				H14～22年度	
					営業用	自家用
自動車税（令和元年10月1日から自動車税種別割）	特 種 用 途 車	グ リ ー ン 化 税 制 対 象 車	概 ね 5 0 % 軽 課	軽 型 車	5,500円	7,000円
				宣 伝 車	7,000円	9,500円
				普 通 車	11,000円	15,000円
				車両重量が5トン以下のもの	6,000円	7,500円
				クレーン車	8,500円	11,500円
				5トンを超え10トン以下のもの	8,500円	11,500円
				10トンを超えるもの	13,500円	18,000円
				排気量が1.0リットル以下のもの	普通車 小型車	12,000円
				1.0リットルを超え1.5リットル以下のもの	普通車 小型車	14,000円
				1.5リットルを超え2.0リットル以下のもの	普通車 小型車	16,000円
				2.0リットルを超え2.5リットル以下のもの	普通車 小型車	18,000円
				2.5リットルを超え3.0リットル以下のもの	普通車 小型車	20,500円
				3.0リットルを超え3.5リットル以下のもの	普通車 小型車	23,500円
				3.5リットルを超え4.0リットル以下のもの	普通車 小型車	27,000円
				4.0リットルを超え4.5リットル以下のもの	普通車 小型車	31,000円
				4.5リットルを超え5.0リットル以下のもの	普通車 小型車	35,500円
				6.0リットルを超えるもの	普通車 小型車	44,500円
				そ の 他	普 通 車	コンクリートミキサー車 13,000円
					タ ン ク 車	17,500円
					そ の 他	11,000円
					四輪以上のもの	9,000円
					三輪のもの	12,000円
				小 型 車	6,000円	8,000円
				軽 型 車	3,500円	4,500円
				軽 型 車	8,000円	10,500円
				宣 伝 車	10,500円	14,500円
				普 通 車	16,500円	22,500円
				車両重量が5トン以下のもの	8,500円	11,000円
				クレーン車	13,000円	17,500円
				5トンを超え10トン以下のもの	13,000円	17,500円
				10トンを超えるもの	20,000円	27,000円
				排気量が1.0リットル以下のもの	普通車 小型車	18,000円
				1.0リットルを超え1.5リットル以下のもの	普通車 小型車	21,000円
				1.5リットルを超え2.0リットル以下のもの	普通車 小型車	24,000円
				2.0リットルを超え2.5リットル以下のもの	普通車 小型車	27,000円
				2.5リットルを超え3.0リットル以下のもの	普通車 小型車	31,000円
				3.0リットルを超え3.5リットル以下のもの	普通車 小型車	35,000円
				3.5リットルを超え4.0リットル以下のもの	普通車 小型車	40,000円
				4.0リットルを超え4.5リットル以下のもの	普通車 小型車	46,000円
				4.5リットルを超え5.0リットル以下のもの	普通車 小型車	53,000円
				6.0リットルを超えるもの	普通車 小型車	67,000円
				そ の 他	普 通 車	コンクリートミキサー車 19,500円
					タ ン ク 車	26,500円
					そ の 他	16,500円
					四輪以上のもの	13,500円
					三輪のもの	18,000円
				小 型 車	8,500円	11,500円
				軽 型 車	5,000円	6,500円

H23～26年度		H27～R元年度(R1.9.30まで)		R元年度(R1.10.1から)～6年度		
営業用	自家用	営業用	自家用	営業用	自家用 (キャンピング車の み初回新規登録が R1.9.30以前)	自家用 (キャンピング車の み初回新規登録が R1.10.1以降)
5,500円	7,000円	5,500円	7,000円	5,500円	7,000円	
7,000円	9,500円	7,000円	9,500円	7,000円	9,500円	
11,000円	15,000円	11,000円	15,000円	11,000円	15,000円	
6,000円	7,500円	6,000円	7,500円	6,000円	7,500円	
8,500円	11,500円	8,500円	11,500円	8,500円	11,500円	
13,500円	18,000円	13,500円	18,000円	13,500円	18,000円	
	12,000円		12,000円		12,000円	10,000円
	14,000円		14,000円		14,000円	12,500円
	16,000円		16,000円		16,000円	14,500円
	18,000円		18,000円		18,000円	17,500円
	20,500円		20,500円		20,500円	20,000円
	23,500円		23,500円		23,500円	23,000円
	27,000円		27,000円		27,000円	26,500円
	31,000円		31,000円		31,000円	30,500円
	35,500円		35,500円		35,500円	35,000円
	44,500円		44,500円		44,500円	44,000円
13,000円	17,500円	13,000円	17,500円	13,000円	17,500円	
11,000円	15,000円	11,000円	15,000円	11,000円	15,000円	
9,000円	12,000円	9,000円	12,000円	9,000円	12,000円	
6,000円	8,000円	6,000円	8,000円	6,000円	8,000円	
3,500円	4,500円	3,500円	4,500円	3,500円	4,500円	
8,000円	10,500円					
10,500円	14,500円					
16,500円	22,500円					
8,500円	11,000円					
13,000円	17,500円					
20,000円	27,000円					
	18,000円					
	21,000円					
	24,000円					
	27,000円					
	31,000円					
	35,000円					
	40,000円					
	46,000円					
	53,000円					
	67,000円					
19,500円	26,500円					
16,500円	22,500円					
13,500円	18,000円					
8,500円	11,500円					
5,000円	6,500円					

税目	区 分				H3～5年度		H6～7年度		H8～12年度			
					営業用	自家用	営業用	自家用	営業用	自家用		
自動車税（令和元年10月1日から自動車税種別割）	特 種 用 車	グリー ン化 税制 対象 車	概 ね 1 3 % 軽 減 課	霊 き ゅ う 車								
				宣 伝 車 小 型 車								
				普 通 車								
				クレーン車 車両重量が5トン以下のもの								
				" 5トンを超え10トン以下のもの								
				" 10トンを超えるもの								
				キャン ピ ン グ 車	総排気量が1.0リットル以下のもの	普通車 小型車						
					" 1.0リットルを超え 1.5リットル以下のもの	普通車 小型車						
					" 1.5リットルを超え 2.0リットル以下のもの	普通車 小型車						
					" 2.0リットルを超え 2.5リットル以下のもの	普通車 小型車						
					" 2.5リットルを超え 3.0リットル以下のもの	普通車 小型車						
					" 3.0リットルを超え 3.5リットル以下のもの	普通車 小型車						
					" 3.5リットルを超え 4.0リットル以下のもの	普通車 小型車						
					" 4.0リットルを超え 4.5リットル以下のもの	普通車 小型車						
					" 4.5リットルを超え 5.0リットル以下のもの	普通車 小型車						
					" 6.0リットルを超えるもの	普通車 小型車						
				その他	普 通 車	コンクリートミキサー車						
					小 型 車	タン ク 車						
					小 型 車	そ の 他 四輪以上のもの 三輪のもの						
		公害 規制 適合 車	霊 き ゅ う 車		5,200円	6,900円						
			宣 伝 車 小 型 車		6,900円	9,300円						
			普 通 車		11,000円	15,000円						
			クレーン車 車両重量が5トン以下のもの		5,600円	7,200円						
			" 5トンを超え10トン以下のもの		8,400円	11,400円						
			" 10トンを超えるもの									
		そ の 他	その他	普 通 車	コンクリートミキサー車	12,700円	17,500円					
				小 型 車	そ の 他 (四輪以上のもの)	8,800円	12,000円					
			霊 き ゅ う 車		10,400円	13,800円	10,400円	13,800円	10,400円	13,800円		
			宣 伝 車 小 型 車		13,800円	18,700円	13,800円	18,700円	13,800円	18,700円		
			普 通 車		22,000円	30,000円	22,000円	30,000円	22,000円	30,000円		
			クレーン車 車両重量が5トン以下のもの		11,200円	14,500円	11,200円	14,500円	11,200円	14,500円		
			" 5トンを超え10トン以下のもの		16,800円	22,900円	16,800円	22,900円	16,800円	22,900円		
			" 10トンを超えるもの		26,500円	35,900円	26,500円	35,900円	26,500円	35,900円		
			キャン ピ ン グ 車	総排気量が1.0リットル以下のもの	普通車 小型車					23,600円		
				" 1.0リットルを超え 1.5リットル以下のもの	普通車 小型車					18,000円		
				" 1.5リットルを超え 2.0リットル以下のもの	普通車 小型車					25,200円		
				" 2.0リットルを超え 2.5リットル以下のもの	普通車 小型車					19,400円		
				" 2.5リットルを超え 3.0リットル以下のもの	普通車 小型車					26,500円		
				" 3.0リットルを超え 3.5リットル以下のもの	普通車 小型車					20,700円		
				" 3.5リットルを超え 4.0リットル以下のもの	普通車 小型車					28,000円		
				" 4.0リットルを超え 4.5リットル以下のもの	普通車 小型車					22,200円		
				" 4.5リットルを超え 5.0リットル以下のもの	普通車 小型車					29,600円		
				" 5.0リットルを超え 6.0リットル以下のもの	普通車 小型車					23,800円		
			その他	普 通 車	コンクリートミキサー車	25,500円	35,000円	25,500円	35,000円	25,500円	35,000円	
				小 型 車	タン ク 車	22,000円	30,000円	22,000円	30,000円	22,000円	30,000円	
				小 型 車	被けん引車	7,500円	10,200円	7,500円	10,200円	7,500円	10,200円	
				小 型 車	そ の 他	17,700円	24,000円	17,700円	24,000円	17,700円	24,000円	
				小 型 車	四輪以上のもの	11,300円	15,300円	11,300円	15,300円	11,300円	15,300円	
				小 型 車	三輪のもの	6,400円	8,600円	6,400円	8,600円	6,400円	8,600円	
				小 型 車	そ の 他	3,900円	5,300円	3,900円	5,300円	3,900円	5,300円	
				小 型 車	そ の 他							
				小 型 車	そ の 他							
				小 型 車	そ の 他							

税目	区 分	H 1 3 年 度	H 1 4 年 度	H 1 5 年 度	H 1 6 年 度	H 1 7 年 度	H 1 8 年 度	H 1 9 年 度	H 2 0 年 度	H 2 2 年 度	
鉦区税	砂鉱を目的としない鉱業権の鉦区										
	試験鉦区	百アール	200円	200円	200円	200円	200円	200円	200円	200円	
	探掘鉦区	百アール	400円	400円	400円	400円	400円	400円	400円	400円	
	砂鉱を目的とする鉱業権の鉦区										
	河床	千メートル	600円	600円	600円	600円	600円	600円	600円	600円	
	河床でないもの	百アール	200円	200円	200円	200円	200円	200円	200円	200円	
自動車取得税	免 税	500,000円	500,000円	500,000円	500,000円	500,000円	500,000円	500,000円	500,000円	500,000円	
	税 率	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	
		(〇軽自動車以外の 自用車について は49.4.1～ 15.3.31までは5%	(〇軽自動車以外の 自用車について は49.4.1～ 15.3.31までは5%	(〇軽自動車以外の 自用車について は49.4.1～ 20.3.31までは5%	(〇軽自動車以外の 自用車について は49.4.1～ 20.3.31までは5%	(〇軽自動車以外の 自用車について は49.4.1～ 20.3.31までは5%	(〇軽自動車以外の 自用車について は49.4.1～ 20.3.31までは5%	(〇軽自動車以外の 自用車について は49.4.1～ 20.3.31までは5%	(〇軽自動車以外の 自用車について は49.4.1～ 20.3.31までは5%	(〇軽自動車以外の 自用車について は49.4.1～20.3.31 までは5% ただし、H20.4.1～20.4.30 までは10%とする。	
		〇電気自動車・ 天然ガス自動 車・メタノール 自動車	11.4.1～15.3.31 までの取得 100 分の2.7を控除す る。	〇電気自動車・ 天然ガス自動 車・メタノール 自動車	11.4.1～15.3.31 までの取得 100 分の2.7を控除す る。	〇電気自動車・ 天然ガス自動 車・メタノール 自動車	11.4.1～17.3.31 までの取得 100 分の2.7を控除す る。	〇電気自動車・ 天然ガス自動 車・メタノール 自動車	11.4.1～19.3.31 までの取得 100 分の2.7を控除す る。	〇電気自動車 19.4.1～21.3.31 までの取得 100 分の2.7を控除す る。	
		〇13年排ガス規 制適合車	12.4.1～13.9.30 までの取得 100 分の1 13.10.1～14.2.28 までの取得 100 分の0.1を控除す る。	〇14年排ガス規 制適合車	13.4.1～15.9.30 までの取得 100 分の1 14.10.1～15.2.28 までの取得 100 分の0.1を控除す る。	〇15年排ガス規 制適合車	14.4.1～15.9.30 までの取得 100 分の1 15.10.1～16.2.29 までの取得 100 分の0.1を控除す る。	〇16年排ガス規 制適合車	15.4.1～16.9.30 までの取得 100 分の1 16.10.1～17.2.29 までの取得 100 分の0.1を控除す る。	〇環境性能に優 れた大型ディー ゼル車	16.4.1～20.3.31 までの取得 100 分の1.0を控除す る。
		〇14年排ガス規 制適合車	13.4.1～14.9.30 までの取得 100 分の1 14.10.1～15.2.28 までの取得 100 分の0.1を控除す る。	〇15年排ガス規 制適合車	14.4.1～15.9.30 までの取得 100 分の1 15.10.1～16.2.29 までの取得 100 分の0.1を控除す る。	〇16年排ガス規 制適合車	15.4.1～16.9.30 までの取得 100 分の1 16.10.1～17.2.29 までの取得 100 分の0.1を控除す る。	〇17年排ガス規 制適合車	16.4.1～17.9.30 までの取得 100 分の1 17.10.1～18.2.29 までの取得 100 分の0.1を控除す る。	〇環境性能に優 れた大型ディー ゼル車	18.4.1～20.3.31 までの取得 100 分の1.0を控除す る。
		〇ハイブリッド 自動車	12.4.1～15.3.31 までの取得 100 分の2.7 バス・トラック 以外の場合100分 の2.2を控除する。	〇ハイブリッド 自動車	12.4.1～15.3.31 までの取得 100 分の2.7 バス・トラック 以外の場合100分 の2.2を控除する。	〇ハイブリッド 自動車	12.4.1～17.3.31 までの取得 100 分の2.7 バス・トラック 以外の場合100分 の2.2を控除する。	〇ハイブリッド 自動車	12.4.1～19.3.31 までの取得 100 分の2.7 バス・トラック 以外の場合100分 の2.2を控除する。	〇電気自動車 19.4.1～21.3.31 までの取得 100 分の2.7を控除す る。	〇電気自動車 19.4.1～21.3.31 までの取得 100 分の2.7を控除す る。
		〇改正NOX法 対策域外乗車代 替特例	13.4.1～15.3.31 までの取得 100 分の0.5を控除す る。	〇改正NOX法 対策域外乗車代 替特例	13.4.1～15.3.31 までの取得 100 分の0.5を控除す る。	〇改正NOX法 対策域外乗車代 替特例	13.4.1～17.3.31 までの取得 100 分の0.5を控除す る。	〇改正NOX法 対策域外乗車代 替特例	13.4.1～19.3.31 までの取得 100 分の0.5を控除す る。	〇改正NOX法 対策域外乗車代 替特例	13.4.1～21.3.31 までの取得 100 分の0.5を控除す る。
		〇低燃費自動車	11.4.1～14.3.31 までの取得 取得価額から30 万円を控除した 額を課税標準と する。	〇低燃費自動車	11.4.1～15.3.31 までの取得 取得価額から30 万円を控除した 額を課税標準と する。	〇低燃費自動車	11.4.1～16.3.31 までの取得 取得価額から30 万円を控除した 額を課税標準と する。	〇低燃費自動車	11.4.1～18.3.31 までの取得 取得価額から30 万円を控除した 額を課税標準と する。	〇低燃費自動車 18.4.1～20.3.31 までの取得 取得価額から30 万円を控除した 額を課税標準と する。	〇低燃費自動車 18.4.1～20.3.31 までの取得 取得価額から30 万円を控除した 額を課税標準と する。
		※13年排ガス規 制適合車並びに 改正NOX法対 策域外乗車代 替特例と低燃 費自動車の特例 措置は重複適用 する。									

[illegible]

税目	区 分		H 6 年度	H 7 年度	H 8 年度	H 9 年度	H 1 0 年度	H 1 1 年度	H 1 2 年度	H 1 3 年度
狩 猟 者 登 録 税	甲乙種免許（当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しない者）		4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円
	そ の 他 の 者		10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
	丙 種 免 許		3,300円	3,300円	3,300円	3,300円	3,300円	3,300円	3,300円	3,300円
固 定 資 産 税	税 率		1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%
軽 油 引 取 税	税 率（軽油1キロリットル）		32,100円	32,100円	32,100円	32,100円	32,100円	32,100円	32,100円	32,100円
入 猟 税	甲種狩猟免許又は乙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受けるもの		6,500円	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円
	丙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受けるもの		2,200円	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円
狩 猟 税	〔一〕は、対象鳥獣登録捕獲前員1年以内の狩猟許可の捕獲を行った者の登録を受ける者の税率率	第一種銃猟免許（18年度までは網・わな猟免許を含む。）に係る狩猟者の登録	都道府県民税の所得割額の納付を要する者							
			都道府県民税の所得割額の納付を要しない者							
		網 猟 免 許 又 は わ な 猟 免 許 に 係 る 狩 猟 者 の 登 録	都道府県民税の所得割額の納付を要する者							
			都道府県民税の所得割額の納付を要しない者							
狩 猟 税	〔二〕は、対象鳥獣登録捕獲前員1年以内の狩猟許可の捕獲を行った者の登録を受ける者の税率率	第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録								
産 業 廃 棄 物 処 理 税	税 率（最終処分場へ搬入される産業廃棄物1tにつき）									
自 動 車 税 環 境 性 能 割	免 税 点									
	税 率									
	特例措置									

H 1 4 年度	H 1 5 年度	H 1 6 年度	H 1 7 年度	H 1 8 年度	H 1 9 年度	H 2 0 年度	H 2 1 ～ 2 6 年度	H 2 7 ～ R 2 年度（自動車税環境性能割はR1.10.1～）	R 3 ～ 4 年度	R 5 ～ R 6 年度
4,500円	4,500円									
10,000円	10,000円									
3,300円	3,300円									
1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%
32,100円	32,100円	32,100円	32,100円	32,100円	32,100円	(4/1～4/30) 15,000円 (5/1～ 32,100円)	32,100円	32,100円	32,100円	32,100円
6,500円	6,500円									
2,200円	2,200円									
		16,500円	16,500円	16,500円	16,500円	16,500円 (8,200円)	16,500円 (8,200円)	16,500円 (課税免除) 【8,200円】	16,500円 (課税免除) 【8,200円】	16,500円 (課税免除) 【8,200円】
		11,000円	11,000円	11,000円	11,000円	11,000円 (5,500円)	11,000円 (5,500円)	11,000円 (課税免除) 【5,500円】	11,000円 (課税免除) 【5,500円】	11,000円 (課税免除) 【5,500円】
					8,200円	8,200円 (4,100円)	8,200円 (4,100円)	8,200円 (課税免除) 【4,100円】	8,200円 (課税免除) 【4,100円】	8,200円 (課税免除) 【4,100円】
					5,500円	5,500円 (2,700円)	5,500円 (2,700円)	5,500円 (課税免除) 【2,700円】	5,500円 (課税免除) 【2,700円】	5,500円 (課税免除) 【2,700円】
		5,500円	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円 (2,700円)	5,500円 (2,700円)	5,500円 (課税免除) 【2,700円】	5,500円 (課税免除) 【2,700円】	5,500円 (課税免除) 【2,700円】
	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
								500,000円	500,000円	500,000円
								自動車の排出ガス基準及び燃費基準に於いて、非課税となるか、0.5%、1%、2%又は3%が適用される。	自動車の排出ガス基準及び燃費基準に於いて、非課税となるか、0.5%、1%、2%又は3%が適用される。	自動車の排出ガス基準及び燃費基準に於いて、非課税となるか、0.5%、1%、2%又は3%が適用される。
								○自家用乗用車 R1.10.1～R3.3.31までの取得 税率を1%軽減す。 ○一定の基準に該当する①ノンステップバス、②リフト付バス、③ユニバーサルデザインタクシー R1.10.1～R3.3.31までの取得 それぞれ取得価額から次の額を控除したものを課税標準額とする。 ①1000万円、②650万円又は200万円、③100万円 ○車両安定性制御装置、衝突被害軽減制御装置、車線逸脱警報装置のうち複数又は一部を装備したバス等及びトラック（トラック・トレーラを除く。） R1.10.1～R3.3.31までの取得（一部、取得時期に条件があり） 取得価額から車種・車両総重量ごとの対象装置搭載状況に応じて525万円、350万円又は175万円を控除した額を課税標準額とする。	○自家用乗用車 R1.10.1～R3.12.31までの取得 税率を1%軽減す。 ○一定の基準に該当する①ノンステップバス、②リフト付バス、③ユニバーサルデザインタクシー R1.10.1～R4.3.31までの取得 それぞれ取得価額から次の額を控除したものを課税標準額とする。 ①1000万円、②800万円又は650万円、200万円、③100万円 ○車両安定性制御装置、衝突被害軽減制御装置、車線逸脱警報装置、側方衝突警報装置のうち複数又は一部を装備したバス等及びトラック（トラック・トレーラを除く。） R1.10.1～R4.3.31までの取得（一部、取得時期に条件があり） 取得価額から車種・車両総重量ごとの対象装置搭載状況に応じて525万円、350万円又は175万円を控除した額を課税標準額とする。	○一定の基準に該当する①ノンステップバス、②リフト付バス、③ユニバーサルデザインタクシー 条件等に応じそれぞれ取得価額から次の額を控除したものを課税標準額とする。①1000万円、②800万円、650万円又は200万円、③100万円 ○側方衝突警報装置搭載車（R6.4.30まで）、歩行者検知機能付き衝突被害軽減制御装置搭載車（R7.3.31まで）、側方衝突警報装置及び歩行者検知機能付き衝突被害軽減制御装置搭載車（R6.4.30まで）のうち複数又は一部を装備したバス等及びトラック（トレーラを除く。） 取得価額から車種・車両総重量ごとの対象装置搭載状況に応じて350万円又は175万円を控除した額を課税標準額とする。

3 令和5年度県税関係条例改正の概要

(1) 令和5年7月7日公布、条例第36号 岡山県税条例の一部を改正する条例

税 目	改 正 内 容	改正する条例の 施行年月日	根 拠	
			地方税法	県税条例
個人県民税	特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等の対象に、一定の所得割の納税義務者が払込みにより取得をした一定の株式会社の設立特定株式を加える。	令和6年1月1日	附則第35条の3第1項	附則第11条の3第1項
自動車税種別割	令和6年1月1日から令和7年3月31日まで及び同年4月1日以降のそれぞれの期間における税率区分の適用範囲に係るエネルギー消費効率等の基準を定める。	令和6年1月1日 令和7年4月1日	第157条	第105条の6

(2) 令和5年7月7日公布、条例第37号 離島振興対策実施地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

税 目	改 正 内 容	改正する条例の 施行年月日	根 拠	
			離島振興法第二十條の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令	離島振興対策実施地域における県税の特例に関する条例
個人事業税	題名を離島振興対策実施地域産業振興促進区域における県税の特例に関する条例に改める。	公布の日	第2条	題名
法人事業税	離島振興対策実施地域のうち産業振興促進区域において、特別償却設備の設置者等に係る事業税等の課税免除を行うことができることとする。 事業税等の課税免除の対象となる事業を、離島振興法に規定する離島振興計画において定められた振興すべき業種に限ることとする。	公布の日	第2条	第1条、第2条第2項
不動産取得税				

(3) 令和5年7月7日公布、条例第38号 地域経済牽引事業促進区域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

税 目	改 正 内 容	改正する条例の 施行年月日	根 拠		条 文
			地域経済牽引事業の促進による地域の 成長強固の基盤強化に関する法律第二 十六条の地方公共団体等を定める省令	地域経済牽引事業促進区域における県 税の特例に関する条例	
不動産取得税	地域経済牽引事業促進区域における不動産取得税の課税免除を行う対象施設の 取得期限を令和7年3月31日まで延長することとする。	公布の日	第2条、第3条	第2条第1項	

(4) 令和5年12月26日公布、条例第46号 森林の保全に係る県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例

税 目	改 正 内 容	改正する条例の 施行年月日	根 拠		条 文
			地方税法	森林の保全に係る県民税 の特例に関する条例	
県 民 税	個人の県民税の均等割の税率の特例について、適用期限を令和10年度分まで延 長する。 法人の県民税の均等割の税率の特例について、適用期限を令和11年3月31日ま でに開始する事業年度等まで延長する。	令和6年4月1日	—	第2条、第3条	

(5) 令和6年3月22日公布、条例第9号 岡山県税条例及び長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例

税 目	改 正 内 容	改正する条例の 施行年月日	根 拠		条 文
			地方税法	県税条例	
	岡山県税条例において引用する地方自治法施行令の条項の改正に係る部分につ いて、規定の整備を行う。	令和6年4月1日	—	第3条第2項	

(6) 令和6年3月31日公布、条例第81号 岡山県税条例の一部を改正する条例

税 目	改 正 内 容	改正する条例の 施行年月日	根 拠	
			地方税法	県税条例
個人県民税	令和6年度に限り、前年の合計所得金額が一定以下の納税義務者（以下「特別税額控除対象納税義務者」という。）の県民税の所得割の額から特別税額控除対象納税義務者1人につき1万円、その控除対象配偶者又は扶養家族1人につき1万円を加算した額に個人の県民税の所得割額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た額を控除する特別税額控除を行う。	令和6年4月1日	附則第5条の8	附則第6条の8
	令和7年度に限り、同一生計配偶者（控除対象配偶者及び国内に住所を有しない者を除く。）を有する特別税額控除対象納税義務者の県民税の所得割の額から1万円に個人の県民税の所得割の額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た額を控除する特別税額控除を行う。		附則第5条の8	附則第6条の9
不動産取得税	新築家屋において譲渡がない場合の取得日等の特例の適用期間を2年延長する。		附則第10条の3	附則第14条の6
	住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の税率（本則4％）を3％とする特例の適用期間を3年延長する。		附則第11条の2第1項	附則第15条
	宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例の適用期間を3年延長する。		附則第11条の5	附則第17条の3
軽油引取税	船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取等に係る軽油引取税の課税免除の特例措置の適用期間を3年延長する。		附則第12条の2の7第1項	附則第21条の2
狩 猟 税	対象鳥獣捕獲員及び認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に対して課税を免除する特例措置の適用期間を5年延長する。		附則第32条第1項	附則第22条の2第1項
	有害鳥獣許可捕獲等を行った者に対して課する税率を2分の1に軽減する特例措置の適用期間を5年延長する。		附則第32条の2第1項	附則第21条の2第1項

4 県税等の岡山県と全国との比較

(1) 歳入総額中に占める県税割合の推移の全国との比較

(単位：百万円，%)

区 分 年 度		岡 山 県			全 国						
		一 般 会 計 歳 入 総 額	左の伸長率 %	県税収入額	左の伸長率 %	構成比 %	都 道 府 県 歳 入 総 額	左の伸長率 %	都道府県税 収 入 額	左の伸長率 %	構成比 %
H23		677,951	97.8	191,399	99.6	28.2	52,146,455	104.2	15,735,438	98.8	30.2
H24		666,405	98.3	192,851	100.8	28.9	50,937,229	97.7	16,116,742	102.4	31.6
H25		685,670	102.9	197,933	102.6	28.9	51,572,618	101.2	16,809,190	104.3	32.6
H26		677,722	98.8	212,018	107.1	31.3	51,694,957	100.2	17,794,000	105.9	34.4
H27		737,559	108.8	239,707	113.1	32.5	52,049,884	100.7	20,142,594	113.2	38.7
H28		696,450	94.4	235,041	98.1	33.7	51,623,090	99.2	20,251,648	100.5	39.2
H29		686,922	98.6	238,325	101.4	34.7	50,889,504	98.6	20,542,835	101.4	40.4
H30		698,538	101.7	234,419	98.4	33.6	50,372,813	99.0	20,620,136	100.4	40.9
R 元		722,372	103.4	233,066	99.4	32.3	50,913,965	101.1	20,703,561	100.4	40.7
R 2		830,376	115.0	231,106	99.2	27.8	61,894,101	121.6	20,524,577	99.1	33.2
R 3		909,488	109.5	251,182	108.7	27.6	68,324,335	110.4	22,203,878	108.2	32.5
R 4		855,161	94.0	273,960	109.1	32.0	63,735,722	93.3	23,130,385	104.2	36.3

(注) 全国欄は総務省発行「令和6年度 地方税に関する参考計数資料」による。

ア 都道府県歳入総額は、普通会計である。

イ 都道府県歳入総額は、東京都特別区内において都税として徴収した市町村税相当分を含み、特別区が徴収した道府県税相当分を含まない。

ウ 地方消費税は、都道府県間における清算後の額

(2) 令和5年度税目別収入状況の全国との比較

(単位：百万円、%)

税 目	区 分	調 定 額 (岡山県)	収 入 額 (岡山県)	収 入 率		調定額対前年度伸長率		収入額対前年度伸長率		収入額構成比	
				岡山県 %	全 国 %	岡山県 %	全 国 %	岡山県 %	全 国 %	岡山県 %	全 国 %
個 人 県 民 税		52,691	51,261	97.3	97.6	104.3	104.3	104.5	104.4	19.5	24.5
法 人 県 民 税		5,517	5,482	99.4	99.4	89.8	98.5	89.7	98.6	2.1	2.4
県 民 税 利 子 割		187	187	100.0	99.9	102.2	104.0	102.2	104.0	0.1	0.1
県 民 税 配 当 割		3,001	3,001	100.0	100.0	115.5	116.0	115.5	116.0	1.1	1.1
県民税株式等譲渡所得割		3,284	3,284	100.0	100.0	160.9	169.8	160.9	169.8	1.2	1.3
個 人 事 業 税		2,229	2,143	96.1	97.2	99.4	90.0	99.2	89.8	0.8	1.1
法 人 事 業 税		57,733	57,554	99.7	99.8	94.3	102.0	94.2	102.1	21.9	25.0
地方消費税譲渡割		45,895	45,895	100.0	100.0	90.1	98.3	90.1	98.3	17.4	19.3
地方消費税貨物割		39,674	39,674	100.0	100.0	90.7	96.4	90.7	96.4	15.1	10.0
不 動 産 取 得 税		4,727	4,657	98.5	97.6	103.3	105.1	103.3	105.3	1.8	2.1
県 た ば こ 税		2,160	2,160	99.9	100.0	100.6	100.7	100.6	100.7	0.8	0.7
ゴルフ場利用税		645	643	99.7	99.9	96.9	98.3	97.2	98.3	0.2	0.2
自 動 車 取 得 税		99	99	100.0	100.0	488.5	378.4	488.5	508.3	0.0	0.0
軽 油 引 取 税		19,705	19,390	98.4	98.7	100.2	98.9	100.3	98.8	7.4	4.3
自動車税環境性能割		2,035	2,035	100.0	100.0	107.8	112.4	107.8	112.4	0.8	0.7
自動車税種別割		25,457	25,361	99.6	99.5	99.2	99.2	99.1	99.2	9.6	7.1
旧 自 動 車 税		17	1	4.3	13.5	46.3	58.2	26.1	55.2	0.0	0.0
鉦 区 税		10	10	100.0	99.1	97.8	99.9	97.8	99.8	0.0	0.0
狩 猟 税		16	16	100.0	100.0	97.9	98.3	97.9	98.3	0.0	0.0
法 定 外 目 的 税		551	551	100.0	100.0	104.4	138.3	104.4	139.2	0.2	0.1
合 計		265,633	263,404	99.2	99.1	93.9	100.8	93.8	100.8	100.0	100.0

(注) 1 全国の収入率及び収入額対前年伸長率は、地方行財政調査会「地方行財政調査資料第 6919 号、2023年度都道府県税決算見込額調べ」による。
2 全国の収入額構成比については、上記地方行財政調査資料をもとに当県で算出した。

5 税務事務の電算処理のあゆみ

(1) 個人事業税

昭和42年度	課税関係統計資料の電算作成 納税通知書、徴収簿、督促状及び滞納処分票の電算作成
昭和48年度	督促状発付前までの収入金の電算処理による収入消込を開始
平成元年度	元年4月、税務事務トータル・オンライン・システム上へ移行

(2) 自動車税

昭和41年度	第2期分から課税関係統計資料の電算作成 納税通知書、徴収簿、督促状及び滞納処分票の電算作成
昭和44年度	所有権留保者に対する納税通知書及び督促状の電算作成
昭和47年度	48年3月から自動車税分配テープ（自動車の登録事項（新規、変更、抹消）を記録したもの）の使用開始
昭和48年度	48年4月1日、自動車税事務所を設立し、自動車税及び自動車取得税事務を集中管理し、自動車税の収納消込事務の電算処理開始 49年3月30日、自動車税オンライン開通式
昭和49年度	電算機を導入 49年4月1日から自動車税オンラインシステムによる業務を開始 収納消込処理にOCR（光学式文字読取装置）を使用
昭和54年度	53年において、オンラインシステムを中心に自動車税電算処理システムの改善を行い、54年度から新システムによる事務処理を開始 オンライン用端末装置を新機種に入替（東備、井笠、高梁、阿新、真庭、津山、勝英の各地方振興局及び自動車税事務所）
昭和55年度	49年に設置していたオンライン用端末装置を新機種に入替（岡山及び倉敷地方振興局）
昭和62年度	62年4月、税務課電算開発プロジェクトチームにおいて、「自動車税漢字システム」の研究開発に着手 63年1月からの自動車税分配テープ漢字化に伴う漢字化項目の取り込み開始
平成元年度	元年4月、税務事務トータル・オンライン・システム上へ移行

(3) 鉾区税

昭和50年度	定期課税について、課税関係統計資料、調定決議書及び納税通知書、督促状発付前までの収入金を収入消込後、徴収簿、督促状及び滞納処分票の電算作成
平成元年度	元年4月、税務事務トータル・オンライン・システム上へ移行

(4) 法人県民税・事業税

昭和49年度	49年9月、税務事務電算トータル・オンライン・システムを構想、5か年計画で開発に取り組み、初年度において法人県民税・事業税の開発研究に着手
昭和52年度	法人県民税・事業税の課税事務について、52年4月から井笠地方振興局をテストケースとして電算処理を実施し、その他の地方振興局は53年度実施を目途に宛名マスタと課税マスタを作成
昭和53年度	法人県民税・事業税の課税事務について、53年4月から電算処理を開始
昭和54年度	法人県民税・事業税の収納管理事務について、54年4月から電算処理システムの開発に着手
昭和55年度	法人県民税・事業税の収納管理事務について、55年10月から倉敷地方振興局をテストケースとして電算処理を実施
昭和57年度	法人県民税・事業税の収納管理事務について、57年4月から岡山・倉敷両地方振興局において電算処理を開始
平成元年度	元年4月、税務事務トータル・オンライン・システム上へ移行

(5) 税務事務トータル・オンライン・システム

昭和62年度	62年4月、税務課に電算開発プロジェクトチームを設置し、平成元年度（一部税目については2年度）稼働開始を目途に「税務事務トータル・オンライン・システム」の研究開発に着手
昭和63年度	63年10月、東備局に新端末機を設置し、11月から並行ランを開始
平成元年度	元年1月、残る各局・所に新端末機を設置し、2月から並行ランを開始 同年4月、法人県民税・事業税、個人事業税、不動産取得税、県たばこ税、自動車税、鉦区税、狩猟者登録税及び入猟税について新システムによる事務処理を開始 同年5月、自動車税定期課税事務の漢字化開始
平成2年度	2年4月、税務事務トータル・オンライン・システムの全面稼働
平成6年度	6年9月、税務事務トータル・オンライン・システムの二次開発の構想に着手 同年11月、岡山県行政管理委員会コンピュータ部会へ税務事務トータル・オンライン・システムの二次開発（課税システム5税目（自動車税、法人県民税、法人事業税、個人事業税及び鉦区税の再構築））構想を発表
平成7年度	7年4月から県税事務能率研究会直税部会を召集し調査研究に着手 同年9月、税務事務トータル・オンライン・システムの二次開発基本計画を策定 同年10月、2年に設置した全事務所のオンライン用端末装置を新機種に入替 同年11月、岡山県行政管理委員会コンピュータ部会で税務事務トータル・オンライン・システムの二次開発基本計画の了承
平成8年度	8年4月、税務課に電算開発班を設置し、2か年計画で税務事務トータル・オンライン・システムの二次開発に着手 同年11月、岡山県行政管理委員会コンピュータ部会へ税務事務トータル・オンライン・システムの二次開発の進捗状況の報告
平成9年度	9年9月1日から自動車税システム、口座振替システム及び宛名システムについてシステムによる事務処理を開始 10年3月30日から法人県民税・事業税、個人事業税、鉦区税の各システム、収納システム及びその他システムについて新システムによる事務処理を開始し、新システムが全面稼働
平成13年度	13年4月、自動車二税申告(報告)書様式の全国統一に伴い、自動車二税OCRシステムの再開に着手
平成14年度	14年4月、自動車二税申告書OCRシステムによる事務処理を開始 同年4月、滞納整理支援システムの開発に着手 同年12月、産業廃棄物処理税のシステム開発に着手
平成15年度	15年4月、滞納整理支援システムを稼働 同年4月、産業廃棄物処理税システムを稼働 同年4月、自動車税分配テープの仕様変更に伴い、自動車税の異動処理の再開に着手 同年10月、法人事業税の外形標準課税システムの開発に着手 同年10月、県民税配当割・株式等譲渡所得割の課税システムの開発に着手 16年1月、自動車税分配テープの新フォーマットでのデータ搬入開始 同年2月、県民税配当割・株式等譲渡所得割システムについて事務処理を開始
平成16年度	16年11月、外形標準課税を取り込んだ法人県民税・事業税システムによる事務処理を開始
平成17年度	17年12月、法人事業税国税MTデータを利用したシステムによる事務処理を開始
平成18年度	18年7月、個人事業税国税MTデータを利用したシステムによる事務処理を開始
平成19年度	19年8月、自動車税のコンビニ収納及び郵便振替サービスのシステム開発に着手 20年3月、法人二税について電子収納による事務処理を開始
平成20年度	20年4月、自動車税定期課税分についてコンビニ収納及び郵便振替MTサービス対応を開始 同年7月、地方法人特別税のシステム開発に着手
平成21年度	21年4月、地方法人特別税を取り込んだ法人県民税・事業税システムによる事務処理を開始

平成22年度	22年4月、税務課に電算開発班を設置し、税務事務トータル・オンライン・システムの再開発に着手
平成25年度	25年4月、新税務事務トータル・オンライン・システムの稼働開始
平成26年度	26年8月、社会保障・税に関する番号制度に係るシステム改修に着手
平成27年度	28年1月、社会保障・税に関する番号制度に係るシステムの一部稼働開始
平成28年度	28年4月、社会保障・税に関する番号制度に係るシステムの全面稼働

(6) 電子申告・電子納税

平成13年度	総務省が地方税電子申告モデルシステム開発に着手
平成14年度	14年10月、モデルシステムのフィールド実証実験を本県及び神奈川県で実施 同年12月、地方自治体における電子申告システム構築の参考として、モデルシステム仕様書が総務省から全自治体に配布
平成15年度	15年8月、全国統一の電子申告システムの導入に向け「地方税電子化協議会」が設立される。(会長に石井正弘岡山県知事が就任。) 法人県民税・事業税に係る電子申告システムの開発に参加
平成16年度	17年1月21日、パイロット団体として法人県民税・事業税の電子申告システムの利用届出の受付を開始し、同年2月1日から申告書の受付を開始
平成17年度	法人県民税・事業税に係る税制改正及び電子申告税目拡大等の二次開発に対応するため、電子申告試験用審査サーバを構築
平成19年度	法人県民税・事業税に係る電子収納及び電子申請機能(二次開発)の開発に参加 20年3月、法人県民税・事業税に係る電子収納及び電子申請機能の稼働開始
平成20年度	システム運用方式を「個別構築型」から「ASP利用型」に変更
平成22年度	23年1月、所得税確定申告書データ送信システム(国税連携システム)の稼働開始
平成24年度	電子申告利用率が50%を突破
平成25年度	全市町村が電子申告を導入
令和元年度	地方税共通納税システム稼働開始に伴い、法人県民税・事業税の電子収納機能を同システムに移行
令和3年度	地方税共通納税システムの対象税目に県民税利子割・配当割・株式譲渡所得割が追加となり、令和3年10月、金融機関等の特別徴収義務者による申告及び納入の電子化に対応
令和4年度	5年1月、自動車税種別割、自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割に係る地方税共通納税システムでの納付に対応
令和5年度	5年4月、自動車税種別割について、地方税共通納税システムでの地方税統一QR(eL-QR)を用いた納付に対応 同年10月、県たばこ税・ゴルフ場利用税の申告及び納入の電子化に対応
令和6年度	6年4月、全税目に係る地方税共通納税システムでの地方税統一QR(eL-QR)を用いた納付に対応 同年10月、軽油引取税の申告、納付及び納入の電子化に対応

(7) ワンストップサービス(OSS・軽自動車OSS)

平成18年度	OSSシステム開発要員2名を配置し開発に着手
平成19年度	国の方針変更により、一部業務を除く仕様が提示されないこととなったため、開発を一時中断
平成27年度	27年10月、OSSシステムに係るシステム開発に着手
平成29年度	30年2月、OSSシステムに係るシステムの稼働開始
令和4年度	4年4月、軽自動車OSSシステムに係るシステム開発に着手 5年1月、軽自動車OSSシステムに係るシステムの稼働開始

6 税務事務トータル・オンライン・システムの概要

(1) 税務事務トータル・オンライン・システムの概要

税務事務トータル・オンライン・システム(以下「税トータルシステム」という。)とは、県税の全税目について、課税、更正等の課税処理から収納、督促、還付等の収納管理、決算、統計等の税務事務全般にわたる統合的な処理を行うための電算処理システムである。

(2) 税トータルシステムの一次開発の経緯

税務事務の電算処理は、昭和41年頃から自動車税、法人県民税・事業税、個人事業税、鉦区税と単独税目ごとにシステムの開発が行われ、個別のシステムごとに運営されていた。

しかし、個別システムごとの開発であることから、収納消込や還付等の収納システムで税目間の統一性、整合性が考慮されておらず帳票等も統一されていなかったため、事務処理に不便をきたしており、さらに昭和63年1月に自動車税分配テープの漢字化に伴い、他のシステムについても漢字化が望まれていた。

また、昭和61年4月稼働の統合財務会計システムとの整合性がとれていなかったこと等の問題があり、個別の電算システムの改善を図り、収納管理業務について全税目を一元管理し、決算処理まで行えるシステムの実現を目指すとともに、納税者サービスの向上を図ることを目的として税トータルシステムの開発を行うこととなった。

開発は、税務課に電算開発プロジェクトチームを設置し、昭和62年度から平成元年度にかけて進められ、平成2年4月に全面稼働した。

(3) 税トータルシステムの二次開発の経緯

平成2年4月から稼働していた税トータルシステムでは、予算上の制約や開発期間の長期化の抑制等の理由により、既存システムを流用することで開発が行われた。このため、課税システム5税目については、開発以来20年以上経過した古いシステムを使用しており、老朽化が著しく、自動車の登録番号(分類番号)の3桁化、西暦2000年問題及び税制改正に十分対応できていない等数多くの問題を抱えていた。

これらの問題の解決を図るために、平成7年4月から税トータルシステムの二次開発の調査・研究に着手し、並行して県税事務能率研究会直税部会を設け、二次開発における事務改善の検討を行った。

また、新システムの基本計画の策定に取りかかり、開発の基本方針、対象税目、その他の旧システムとの整合性、開発日程及び効果等の検討をすすめ、平成7年9月に二次開発基本計画を策定し、この基本計画に基づいて、平成8年4月、税務課に電算開発班(職員7名)を設置し、2か年計画で課税システム5税目(自動車税、法人県民税、法人事業税、個人事業税及び鉦区税)の再構築並びに宛名システム、収納システム及びその他の課税システムの改善等の開発を行った。

そして、二次開発したシステムのうち、自動車税システム、宛名システム、口座振替システムは平成9年9月1日から、法人二税をはじめその他のシステムは平成10年3月30日から稼働している。

(4) 税トータルシステムへの機能追加

1) 自動車二税申告書OCRシステム

自動車税・自動車取得税の申告(報告)書様式が全国統一されることに伴い、自動車税システムの自動車二税OCRシステムの再開発に平成13年4月から着手し、平成14年4月から稼働している。

2) 滞納整理支援システム

滞納整理事務についてのシステム開発が行われていなかったため、平成12年度から県税事務能率研究会管理部会を設置し、研究・検討を行い、平成14年度においてシステムを開発し、平成15年4月から稼働している。

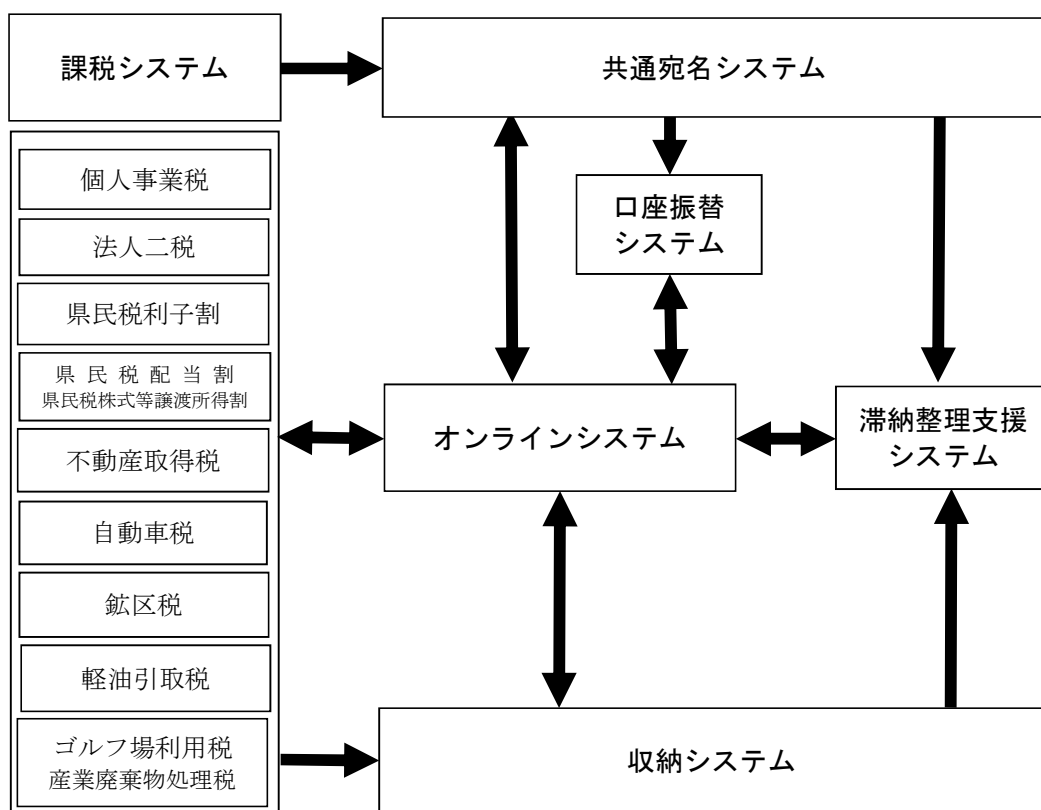
(5) 新税トータルシステムの開発の経緯

企画振興部情報政策課により、平成21年2月策定された「情報システム最適化計画」に基づき基幹システム（給与、財務、税務）をはじめとする汎用機システムがオープンシステムとして再構築されることとなった。

本システムは、平成21年度より再開発にかかる調査・研究に着手し、並行して県税事務研究会電算部会で、コンビニ収納及び口座振替の拡大・滞納整理支援機能の強化・財務会計システム及び電子申等外部システムとの連携強化等新システムの機能概要（システム化する業務範囲、入出力の方法や種類等）及び事務改善の検討を行った。

また、新システムについて、平成21年度に基本計画（システム構想及び調達仕様）の策定に取りかかり、開発の基本方針・機能概要・旧システムとの整合性等の検討をすすめ、平成22年3月に新システム開発基本計画を策定し、この計画に基づいて、平成22年4月、税務課に電算開発班（職員6名）を設置し、平成24年度にかけての3カ年で情報政策課設置の共通基盤（サーバ）を中核として、データの入出力・検索等はWeb化し、各職員の業務用パソコンより行うオープンシステムとして開発を行い、平成25年4月に全面稼働した。

(6) システム構成図



(7) システムの特徴及び開発の効果

1) システムの特徴

- ア) オンラインリアルタイム更新処理の採用
- イ) W e b 化によるオープンシステムの採用
- ウ) 配信機能の強化
- エ) 自動車税申告書のO C R 処理及び文書電子ファイリングシステムの採用
- オ) 自動車税納税証明書自動発行機の採用
- カ) 口座振替システムの構築
- キ) 各種情報をクライアントP Cで検索・集計機能の採用（E U C）

2) 開発の効果

ア) 定性的効果

- ・ リアルタイム処理による事務処理の迅速化及び正確性の向上
- ・ 課税・収税データの即時更新により照会業務や納税証明書発行業務が迅速化されることによる納税者サービスの向上
- ・ 自動車税等申告書の電子ファイル化による整理、保管、検索業務量の軽減
- ・ 口座振替の促進による納期内納付の向上
- ・ システムの保守効率の向上による税制改正等に対する柔軟な対応

イ) 定量的効果

- ・ 事務量増加に伴う職員数増加の抑制
- ・ 事務量の繁閑の平準化による繁忙期における時間外勤務の減少
- ・ 課税事務の省力化を図り、調査、徴収部門を強化することによる増収効果

7 独自税制検討の経緯

(1) 地方税を考える研究会

- 平成12年度 5月庁内の検討組織として「地方税を考える研究会」を設置。廃棄物対策、NPOに対する優遇税制、自動車税のグリーン化について検討を行う。11月に報告書が取りまとめられる。
- 平成13年度 5月から水源かん養税の検討を始め、1月に報告書が取りまとめられる。
- ・ NPOに対する優遇税制については、平成13年4月から「特定非営利活動法人に係る県税の特例に関する条例」を施行。
 - ・ 自動車税のグリーン化については、平成13年度の地方税法附則の改正によって、平成14年度から2年間の特例措置として導入。

(2) 岡山県税制懇話会

- 平成13年度 5月県内外の有識者を構成員とする「岡山県税制懇話会」を設置。産業廃棄物処理税、水源かん養税について検討を行う。産業廃棄物処理税については12月に、水源かん養税については3月に検討結果が知事に報告され、両税の報告書が取りまとめられる。
- 平成15年度 水源かん養税について再検討を行い、10月に検討結果を取りまとめた報告書が知事に提出される。
- ※岡山県税制懇話会の開催状況については、次頁のとおり。

(3) 産業廃棄物処理税の導入

- 平成13年度 3月から4月にかけて、パブリックコメントに準じた形で県民の意見を募集、税導入の趣旨については概ね理解を得る。
- 平成14年度 4月から5月にかけて、岡山県産業廃棄物協会、各経済団体、法人会等に対し、税導入の趣旨等について説明を行う。6月県議会にて条例案が可決成立。9月総務大臣の同意を得る。12月から3月にかけて、特別徴収義務者、排出事業者、業界団体等を対象に説明会等を開催する。
- 平成15年度 4月「産業廃棄物処理税」を施行。

(4) おかやま森づくり県民税の創設

- 平成14年度 7月から12月にかけて、岡山、倉敷、津山の3会場で「おかやまの森林を考えるシンポジウム」を開催し、県民との意見交換を行う。シンポジウム参加者にアンケートを実施、税導入の趣旨については概ね理解を得る。12月水道事業の実態調査を実施、水道課税方式では、水道普及率が低く税負担の公平性が保てない地域があること、低所得者への全県的な配慮が困難であること等の課題が明らかになる。3月水道事業者の意見を聴取、課税対象を水道使用者に限定すること、水道事業者を特別徴収義務者とするのことに強く反対。
- 平成15年度 6月県議会提案説明にて知事が水道課税方式の再検討を表明。税制懇話会にて再検討（7月、10月の2回開催）を行い、10月に報告書が知事に提出される（県民税均等割超過課税方式が提案される）。10月から11月にかけて、再検討案に対する県民からの意見募集及び岡山、倉敷、津山の3会場での説明会を実施する。11月県議会に「森林の保全に係る県民税の特例に関する条例案」を提案。また、同議会の提案説明にて、知事が通称名を「おかやま森づくり県民税」とすることを表明。12月条例案が可決成立。（施行日は16年4月1日）
- 平成16年度 4月「おかやま森づくり県民税」を施行。

(5) 岡山県税制懇話会の開催状況

平成13年度

- 5月23日 第1回会議
○懇話会設置の趣旨説明、会長・副会長選出等
- 7月27日 第2回会議
○産業廃棄物処理税・水源かん養税の検討
- 9月5日 第3回会議
○産業廃棄物処理税・水源かん養税の検討
- 10月10日 第4回会議
○産業廃棄物処理税の検討
- 10月19日 第5回会議
○水源かん養税の検討
- 11月30日 第6回会議
○産業廃棄物処理税の検討
- 12月27日 第7回会議
○産業廃棄物処理税・水源かん養税の検討
- 12月28日 知事中間報告
○産業廃棄物処理税
- 1月31日 第8回会議
○水源かん養税の検討
- 3月22日 第9回会議
○水源かん養税の検討
- 3月26日 知事報告
○水源かん養税

平成15年度

- 7月29日 第1回会議
○水源かん養税現行案の課題、他の課税方式の検討
- 10月3日 第2回会議
○水源かん養税の使途・具体的な税制度等の検討
- 10月15日 知事報告
○森林保全を目的とする新税（おかやま森づくり県民税）

平成19年度

- 6月8日 第1回会議
○産業廃棄物処理税の導入後の状況について
- 7月12日 第2回会議
○産業廃棄物処理税の使途事業と基金のあり方について
- 8月28日 第3回会議
○産業廃棄物処理税の使途事業のあり方と報告書（骨子）について
- 10月23日 第4回会議
○岡山県税制懇話会報告書（案）について
- 11月9日 知事報告
○産業廃棄物処理税

平成20年度

- 5月22日 第1回会議
○おかやま森づくり県民税の導入後の状況について
- 7月8日 第2回会議
○おかやま森づくり県民税の必要性等について
- 10月2日 第3回会議
○おかやま森づくり県民税の今後の使途について
- 10月29日 第4回会議
○おかやま森づくり県民税の今後の使途と報告書骨子について
- 11月11日 第5回会議
○岡山県税制懇話会報告書(案)について
- 11月13日 知事報告
○おかやま森づくり県民税

平成24年度

- 6月4日 第1回会議
○産業廃棄物処理税に係る課題について
- 7月10日 第2回会議
○税制度と使途事業のあり方とそれらの周知、及び、事業成果の公表について
- 8月9日 第3回会議
○岡山県税制懇話会報告書案(骨子)について
- 10月1日 第4回会議
○岡山県税制懇話会報告書案について
- 10月5日 知事報告
○産業廃棄物処理税

平成25年度

- 6月25日 第1回会議
○おかやま森づくり県民税の概要及び導入・見直しの経緯等について
- 7月22日 第2回会議
○おかやま森づくり県民税の必要性及び使途事業の方向性等について
- 9月5日 第3回会議
○岡山県税制懇話会報告書(素案)について
- 10月9日 第4回会議
○岡山県税制懇話会報告書(案)について
- 10月11日 知事報告
○おかやま森づくり県民税

平成29年度

- 6月1日 第1回会議
○産業廃棄物処理税の現状等について
- 7月27日 第2回会議
○使途事業の課題について
○岡山県税制懇話会報告書骨子（案）について
- 9月28日 第3回会議
○岡山県税制懇話会報告書（案）について
- 10月4日 知事報告
○産業廃棄物処理税

平成30年度

- 5月24日 第1回会議
○森づくり県民税の概要及び導入・見直しの経緯等について
- 7月2日 第2回会議
○森づくり県民税の必要性及び使途事業の方向性等について
- 10月2日 第3回会議
○岡山県税制懇話会報告書（案）について
- 10月5日 知事報告
○おかやま森づくり県民税

令和4年度

- 5月31日 第1回会議
○産業廃棄物処理税の現状等について
- 7月19日 第2回会議
○産業廃棄物の状況等について
○岡山県税制懇話会報告書骨子（案）について
- 10月4日 第3回会議
○岡山県税制懇話会報告書（案）について
- 10月18日 知事報告
○産業廃棄物処理税

令和5年度

- 6月5日 第1回会議
○森づくり県民税の概要及び導入・見直しの経緯等について
- 7月25日 第2回会議
○森づくり県民税と森林環境譲与税の使途の整理等について
- 10月10日 第3回会議
○岡山県税制懇話会報告書（案）について
- 10月12日 知事報告
○おかやま森づくり県民税

(6) 岡山県税制懇話会委員名簿

(令和5年10月12日現在)

氏 名	役 職	備 考
岡本 輝代志	岡山商科大学名誉教授	会 長
石井 清裕	前岡山商工会議所副会頭	副会長
岡 本 章	岡山大学学術研究院社会文化科学学域（経済）教授	

越 磨 潔	岡山経済同友会 環境・エネルギー委員会委員長	
千 葉 喬 三	中国学園大学・中国短期大学学長	
内 藤 はま子	岡山県環境審議会委員	
平 島 千江子	岡山県消費生活問題研究協議会理事	
藤 原 裕里子	税理士	

(会長及び副会長以外の委員は五十音順、敬称略)

8 個人住民税特別徴収推進の取組

県内一斉実施の経過

平成21年	平成19年に行われた税源移譲により、個人住民税の課税額が増加したことに伴い、滞納額が増加。その圧縮対策として、県下一斉での特別徴収の推進を県が検討したことを契機に、県と一部の市町が参加して「給与特徴推進検討会」を2度開催し、特別徴収推進の検討開始
平成22年	「給与特徴推進検討会」を2度開催 (県による先進地視察の報告、県・市町村の役割分担を検討)
平成23年 8月	県副知事、各市町村副市町村長を構成員とする「個人住民税徴収対策会議」を開催 (①市町村は、未実施の事業者パンフレット・案内文を郵送し、特別徴収へ切り替えるよう働きかけを行う。 ②特別徴収への切り替えを行わない事業者へは、電話・訪問等で個別に働きかけを行う。)
平成24年 8月	「個人住民税徴収対策会議」を開催 (特別徴収を行わない事業者については、特別徴収義務者として指定する方向で検討を進める。(平成25年度以降))
平成25年	「個人住民税特別徴収推進に係るワーキンググループ」を2度開催 (ロードマップを策定。一部の市町村は一斉実施に消極的)
平成26年 6月 8月	県内税理士会支部等へ特別徴収徹底への協力を要請 「個人住民税徴収対策会議」を開催 (○県・市町村共同アピール 平成28年度から、県内すべての市町村において、個人住民税の特別徴収未実施の事業所(当面、従業員が3名以上の事業所)を特別徴収義務者に指定し、給与からの特別徴収を徹底する。)
平成27年 9月 10月	特別徴収義務者に係る指定予告通知を送付 特別徴収義務者指定の説明会を開催(県内11会場)
平成28年 5月	特別徴収県内一斉実施 特別徴収義務者からの照会に対応するため、特別徴収コールセンターを設置(5月~7月)
平成29年 5月 8月	特別徴収義務者からの照会に対応するため、特別徴収コールセンターを設置(5月~6月) 「個人住民税徴収対策会議」を開催 (○県・市町村共同アピール 県内全市町村で取り組む特別徴収の徹底について、現在の基準を緩めることなく、引き続き着実に定着させるよう取り組む。)
平成30年10月	「個人住民税徴収対策会議」を開催 (○県・市町村共同アピール 県内全市町村で特別徴収の徹底に取り組み、現在の基準を緩めることなく、推進する。)